ODICAL
#79

鮪漁業 第七十九号 昭和三十六年六月十日（発行毎月一回十日発行）
昭和三十一年二月二十三日 第三種郵便物認可

LIBRARY
AUG 2[illegible] 1961
[illegible] SERVICE

#79

鮪漁業

TUNA FISHING

"Contents" inside cover

鮪漁業研究会

THE INVESTIGATIVE SOCIETY OF TUNA FISHERY ··· JAPAN ···

No.79, 1961

新発売！
世界最小の小型漁船用ジャイロコンパス

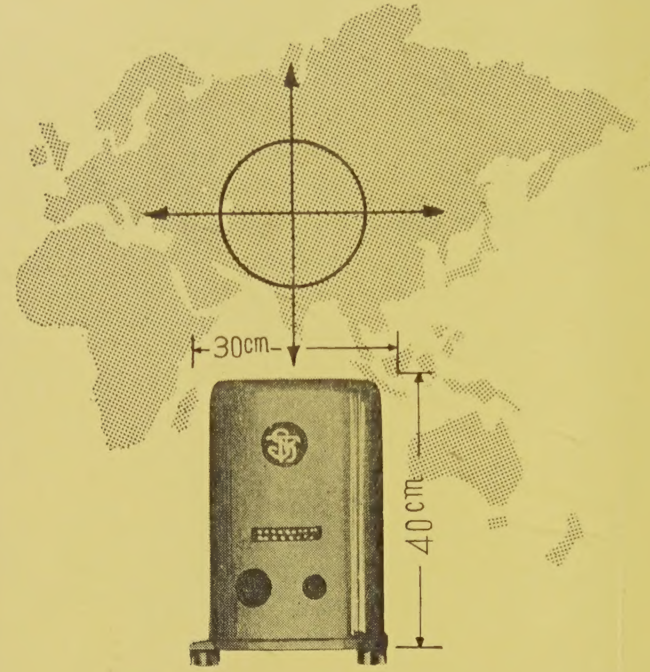

ES型 ジャイロコンパス

東京計器では、このたび皆様の御要望に応え、一〇〇トン位の漁船にも楽につけられる、超小型簡易ジャイロコンパスを完成致しました。今後とも倍旧の御愛顧をお願いします。

超小型
各ユニットが小型にできていますので、狭い操舵室でも簡単に装備できます。

操作簡単
スイッチ一つで操作ができ余分な労力をへらし、漁獲に専念できます。

株式會社 東京計器製造所

東京都大田区東蒲田4丁目31番地　電話(731)2211(代)

鮪漁船紹介　　☆第5福久丸　☆第8岩地丸

1960年5月におけるマグロ漁場の漁況と海況の概要
（南水研，神水試，鮪漁研委託調査船198隻の資料による）……………… 1

1. 鮪類の月別，海区別漁獲表（1960年5月操業分）……………………………… 2

東部太平洋第2漁場………………… 2
東部太平洋第3漁場……………… 2
中部太平洋第1漁場………………… 2
中部太平洋第2漁場……………… 3
中部太平洋第3漁場………………… 3
中部太平洋第4漁場……………… 3
西部太平洋第1漁場………………… 3
西部太平洋第2漁場……………… 3
西部太平洋第3漁場………………… 4
スンダ列島漁場 …………………… 4
東部印度洋漁場 …………………… 4
北部印度洋漁場 …………………… 5
中部印度洋漁場 …………………… 5
南部印度洋漁場 …………………… 5

2. 鮪類の月別，漁場別体長組成表（1960年5月操業分）……………………………… 6

マグロ漁況概況予報（1961年5月）…………神奈川県水産試験場………………………………… 7

マグロ延縄用錘つき釣鈎の効果の有無………野々田得郎…………………………………………10

マグロ類の餌付層に関する研究Ⅰ（その1）………渡辺博之…………………………………11

インドネシア、フィリピン境界水域
ならびに北部スラウエシ（セレベス）水域の警戒強化について………16

広くさがし，鋭くつきとめる！
サンケンの2周波魚探機

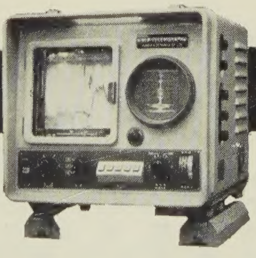

ニュー・テレビグラフ

株式会社 産 研
本社・工場　沼津市千本郷林1907（電）1626・4543・5470
営 業 所　東京都千代田区神田鍛冶町2—2（電）東京(251)0381・5444

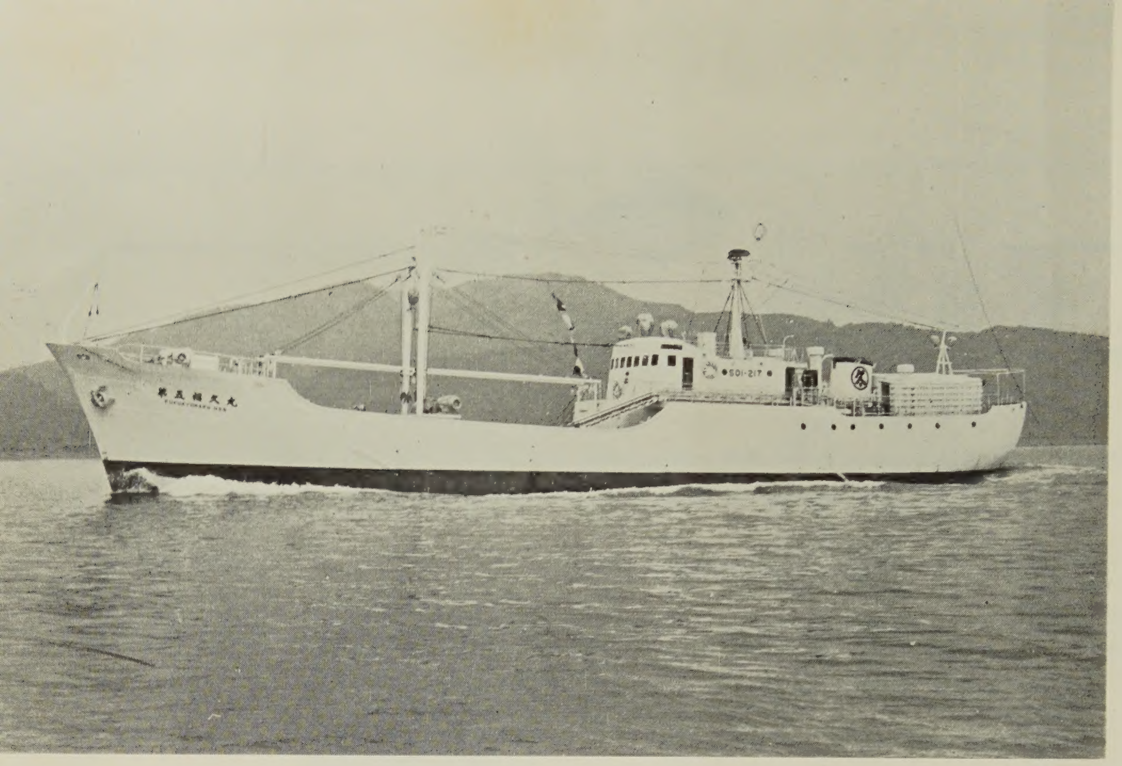

第 5 福久丸

船　主　福久漁業株式会社（焼津市）
造船所　株式会社　金指造船所

主要寸法	長43.75m×幅7.70m×深3.80m
総屯数	349.47屯
魚艙容積	362m^3
燃料油艙	236.36m^3
速力	最大 12.23節
主機	デーゼル750HP（新潟鉄工）1基
補機	デーゼル130HP（ヤンマー）2基
無線	250W，100W（日本無線）各1基
冷凍装置	日新興業設計施工 アンモニヤ直膨式 MA-6 70HP 2基

ローラン(東計)，方探(光電)，魚探(海上電機)，
操舵機　ヘルショウ式（川重）其の他各1式

竣工　昭和35年5月11日

各種鋼製漁

株式会社　金

本社工場　清水市三
塚間工場　清水市三
東京事務所　東京都港区芝
三崎出張所　三浦市三崎

株式会社　三　仙

取締役社長　植
専務取締役　平
常務取締役　道
本社工場　静岡県
電話
東京事務所　東京都中
電話東

漁船の冷凍装置に定評ある

日新興業株式会社

本社　大阪市北区中之島3の3（朝日ビル）TEL. 北浜（23）9736（代表）
東京支店　東京都中央区銀座西6の3（朝日ビル）TEL. 銀座（571）7607（代表）
室戸出張所　高知県室戸市室津　TEL. 室戸 352
清水出張所　清水市三保本村四区　TEL. 清水（2）3507
三崎出張所　神奈川県三浦市三崎町西野34　TEL. 三浦 2751
石巻出張所　宮城県石巻市門脇町104　TEL. 石巻 505

施工船名

第26全功丸
第11笹の丸
第1七洋丸
第28海幸丸
第18万寿海丸
永芳丸
第8加喜丸
（其の他約1,000隻）

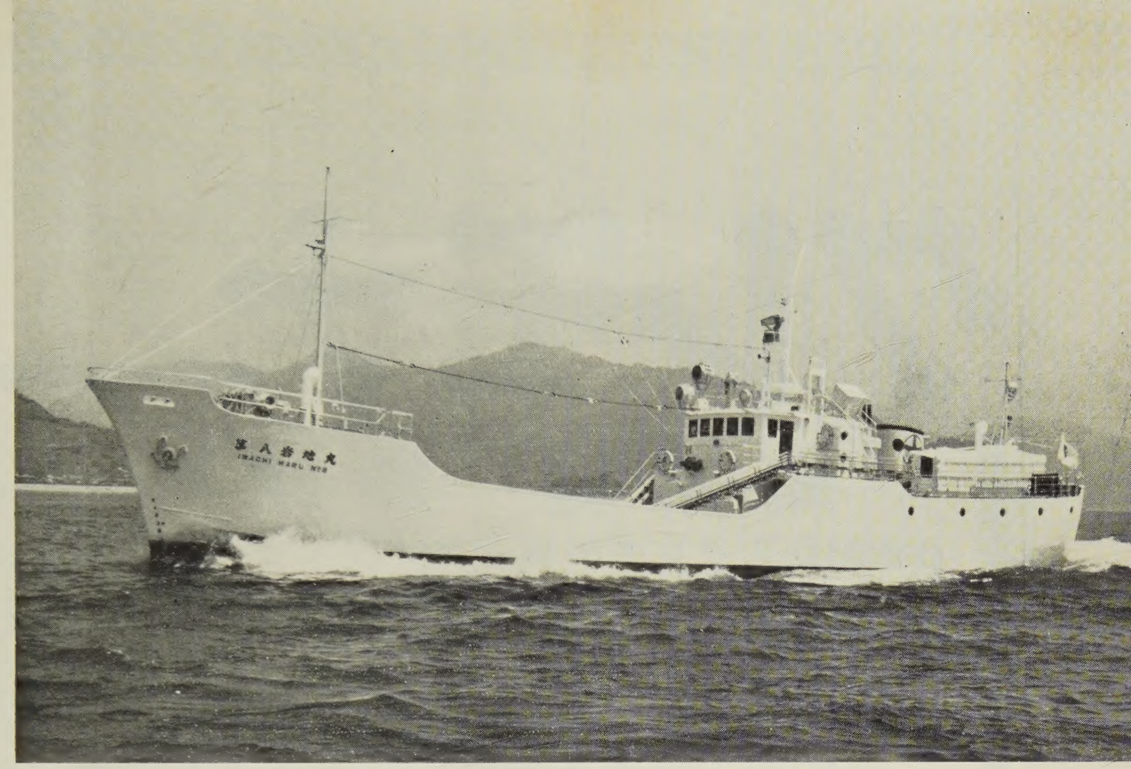

第 8 岩 地 丸

船の建造並に修理

指 造 船 所

4010−19 電話 清水 (2) 4111〜5
弁天492 電話 清水 (2) 5151〜2
村町3ノ4 電話 芝 (591)1306〜8
西 野 34 電話（三浦） 2851

造 船 所

田 朋 八
岡 昌 一
家 長 松

水市三保3797番地
水 (2) 2201（代表）−5
区八重洲3ノ7（東京建物ビル）
(281) 6341（代表）−3

船主	岩地水産株式会社（静岡県松崎町）	
造船所	株式会社 三保造船所	
主要寸法		長36.00m×幅7.10m×深3.45m
総屯数		239.44屯
魚艙容積		251.81m³
燃料油艙		136.79m³
速力		最大 11.21節
主機	デーゼル600IP（伊藤鉄工）	1基
補機	デーゼル 96IP（ヤンマー）	2基
無線	250W， 75W（日新無線）	各1基
冷凍装置	アンモニヤ直膨式ＳＭ型5″×4½″	2基
レーダー（神戸工業），音測（産研），操舵機ヘルショウ式（川重），M. C. P.（東計），其の他		各1式
竣工		昭和35年5月24日

三菱 UE ディーゼル機関

各種漁船用

二サイクル 1,500馬力〜5,700馬力　　四サイクル 75馬力〜2,400馬力

株式会社 赤阪鐵工所

本 社 東京都中央区銀座一ノ三（千成屋ビル）電話京橋（561）4902〜3
工 場 静岡県焼津市中港町五九四 電話（焼津）2121〜5
出張所 札幌，大阪，福岡

クレモナ

鮪延縄・命綱 (検査ロープ資格あり)

○命綱ならクレモナロープ!

船艙の"むれ"におかされずショックに強くいつでも安心してご使用できます

○鮪延縄にはクレモナ10番手糸製品を!

性能が従来の20番手糸製品同様ですが強力の点で優れています

(説明書パンフレット進呈)

倉敷レイヨン株式会社

本　社・大阪市北区梅田2番地
東　京・東京都中央区日本橋通り3の1

ハンシンディーゼル
船舶用・発電用・動力用65～4500HP

阪神三菱横浜可変ピッチプロペラ
製造・販売

阪神内燃機工業株式会社

取締役社長　小曽根真造

本社工場　神戸市長田区一番町3丁目　電話(5)1531－6
東京支社　東京都千代田区丸ノ内丸ビル電話20 3640－1
下関出張所　下関市豊前田町第一ビル　電話下関768

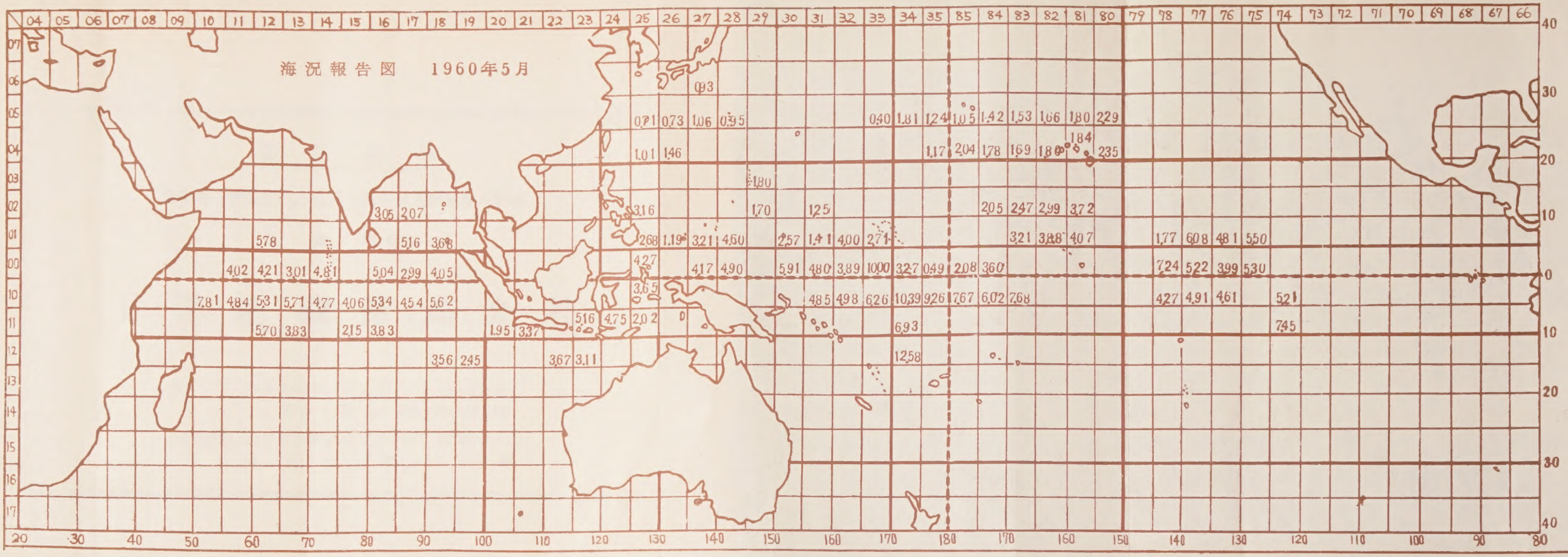
海況報告図　1960年5月

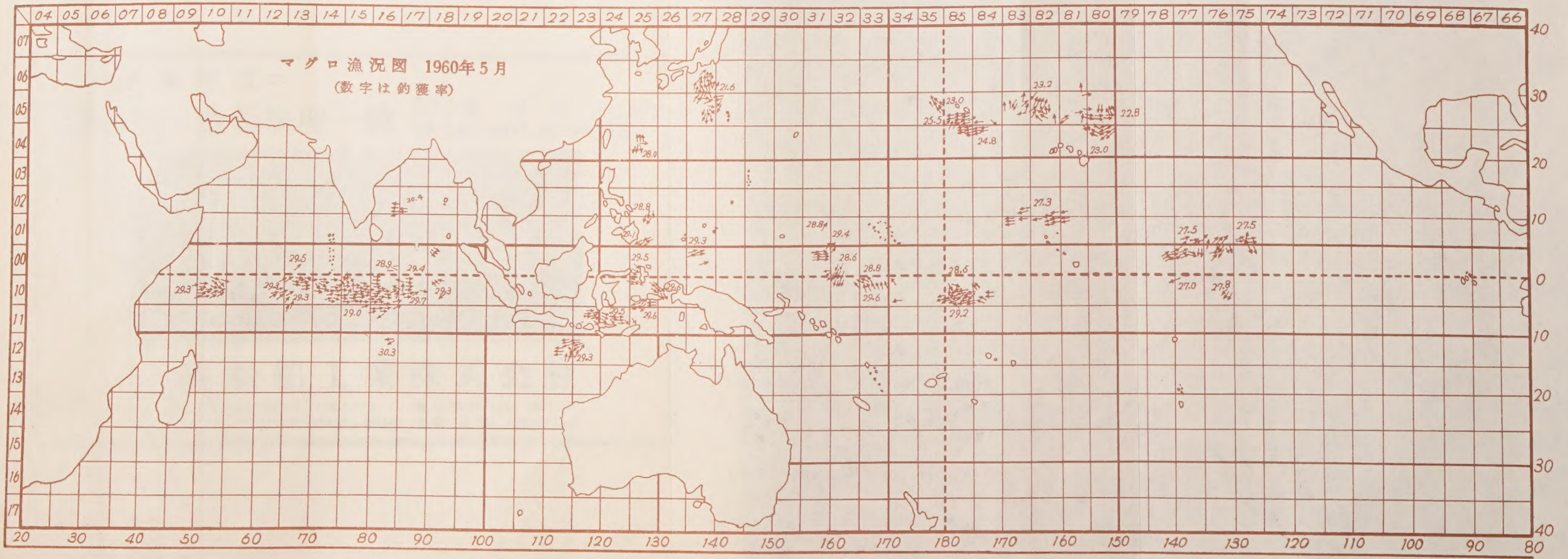
マグロ漁況図 1960年5月
(数字は釣獲率)

Digitized by the Internet Archive
in 2025

https://archive.org/details/tuna-fishing_1961_79

営業品目

商船用・漁船用並びに陸上用無線通信装置の製造

装備・補修一式

七洋電機株式会社

本社 東京都目黒区中目黒4丁目1315番地
電話荏原(712)2525・2526・3314番

神戸出張所 神戸市生田区栄町通3の37 (栄町ビル)
電話神戸(39)0778番

=設備完成=

鋼木船の造船修理一般

500噸船台4基
起重機10噸・7.5噸・5噸各1基

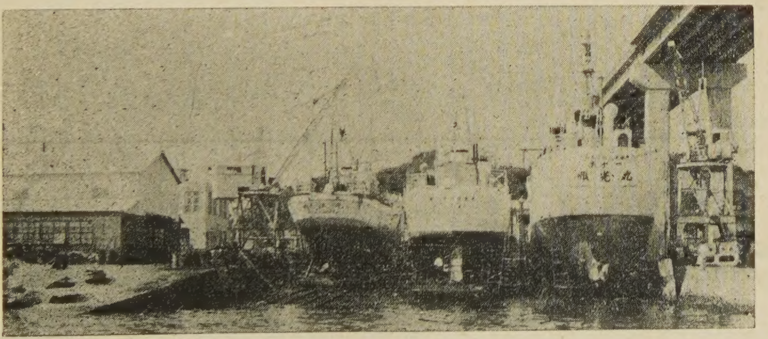

三崎船舶工業株式会社

本社 東京都中央区西八丁堀2ノ10 電話築地(551)9611～5
工場 神奈川県三浦市三崎町向ヶ崎2446 電話(三浦)(代)3141

1960年5月におけるマグロ漁場の漁況と海況の概要

（南水研、神水試、鮪漁業研究会委託調査船 198 隻の資料による）

Fishing and Sea Condition of Tuna Fishing Ground in ~~Mar.~~ May in 1960.

(By the data collected from the 198 appointed boats)

◎漁業報告の整理及び発表方法の変更についてのおことわり

——神奈川県水産試験場，鮪漁業研究会——

マグロ類漁場別月別漁況報告のとりまとめ方法については，従来随時改良していたが，著しく変更することはなかった．それは，様式方法を変更することにより過去の結果とその後の結果を結び合わすことが困難となること，従来の様式や方法に比較的なれており，これを変更することにより混乱を招くこと及び新方法に対する能理能力が追いつかないこと等が主な理由であった．

しかし，従来の取纒め海区は漁場の分布と殆んど無関係で，各漁場の真の漁況を究めることが困難であり，また，海区をより小さくし，細部の漁況について報告されたいとの業者の再三の要望もあり1960年（昭和35年）1月分より，整理及び発表方法を次の様に変更した．

(1) 漁獲状況については，緯，経度5度ます毎に釣獲率（鈎 100 本当りの漁獲尾数）を算出し，その小海区毎に発表する．

(2) 経費の都合で魚種毎に図示することが困難なため，体長組成の対象魚種にバショウを加えた総釣獲率をマグロ漁況報告図に図示する．

(3) 海況については，海流と表面水温を記入して，海況報告図として別図に示した．

(4) 魚種毎の釣獲率は漁獲調査表に示す．

(5) 体長組成は大漁場毎（漁況予報項照）に整理し．体長組成表に表示す．階級間隔は従来と同様10cmとする．

漁場区画図

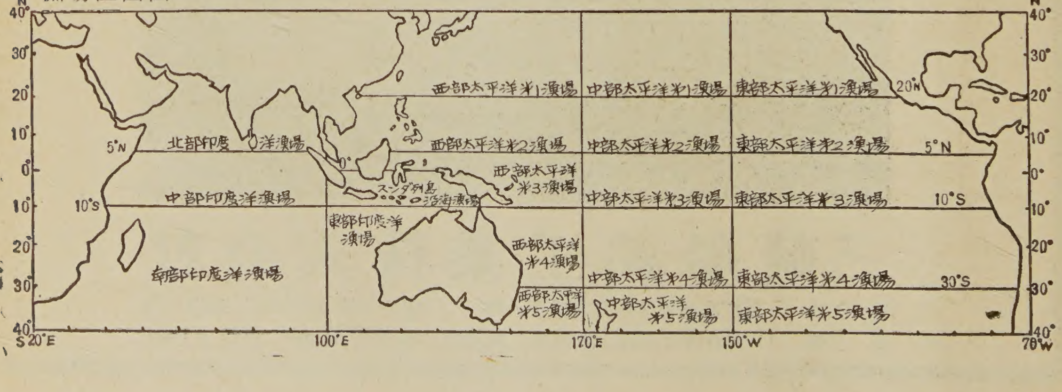

1. 鮪類の月別，海区別漁獲表（1960年5月操業分）

漁獲は，釣獲率（釣100本当りの漁獲尾数）で示す。海区番号は漁場図参照，漁場名は速報参照.

漁場又は海区	操業船数	操業回数	まぐろ きはだ	まぐろ めばち	まぐろ びんなが	まぐろ くろまぐろ	まぐろ いんど	まぐろ ごうしゅう	かじき くろかわ	かじき しろかわ	かじき まかじき	かじき めかじき	かじき ばしょう	合計
東部太平洋第2漁場														
01—78	1	5	0.47	1.10					0.18	0.01				1.77
01—77	1	2	3.94	1.69					0.31			0.03	0.11	6.08
01—76	3	7	2.10	2.38					0.25	0.02	0.02	0.01	0.05	4.81
01—75	2	6	1.75	3.50					0.21	0.02	0.01	0.01	0.01	5.50
東部太平洋第3漁場														
00—78	1	5	1.01	6.08					0.07	0.05		0.02		7.24
10—78	1	14	0.68	3.26					0.24	0.01	0.02	0.05		4.27
00—77	4	24	2.62	2.31					0.20	0.02	0.02	0.03	0.03	5.22
10—77	2	6	1.60	2.88					0.29	0.02	0.04	0.07	0.01	4.91
00—76	3	18	2.10	1.60					0.24	0.01	0.01	0.01	0.02	3.99
10—76	4	29	1.31	2.95					0.28	0.01	0.04	0.01	0.01	4.61
00—75	1	2	2.76	2.37					0.11	0.04		0.04		5.30
11—74	1	8	1.18	5.37	0.34				0.41	0.01	0.11	0.02		7.45
10—74	1	1	1.76	3.03					0.24		0.18			5.21
中部太平洋第1漁場														
05—34	3	11	0.10	1.29	0.01				0.02		0.35	0.04		1.81
05—35	9	49	0.02	0.50	0.02				0.07	0.00	0.55	0.07		1.24
04—35	3	8	0.03	0.13	0.16				0.10		0.72	0.03		1.17
05—85	23	138	0.06	0.48	0.01				0.05	0.00	0.35	0.09	0.00	1.05
04—85	4	25	0.05	0.41	0.10				0.11	0.01	1.33	0.04		2.04
05—84	15	70	0.07	0.71	0.01				0.08		0.46	0.10		1.42
04—84	9	46	0.03	0.33	0.04				0.12	0.06	1.19	0.05	0.00	1.78
05—83	23	97	0.09	1.10	0.00				0.04	0.26	0.04			1.53
04—83	4	16	0.07	0.29	0.04				0.11	0.00	1.04	0.14		1.69
05—82	15	58	0.19	1.09	0.00				0.04	0.00	0.29	0.06		1.66
04—82	3	9	0.14	0.10	0.01				0.23		1.29	0.03	0.01	1.80
05—81	16	121	0.37	1.10					0.06	0.01	0.18	0.08		1.80
04—81	7	28	0.33	1.10					0.08		0.18	0.14	0.00	1.84
05—80	12	57	0.31	1.60					0.08		0.19	0.11		2.29

漁場又は海区	操業船数	操業回数	まぐろ きはだ	めばち	びんなが	くろまぐろ	いんど	ごうしゅう	かじき くろかわ	しろかわ	まかじき	めかじき	ばしょう	合計
04—80	8	29	0.26	1.76					0.11		0.15	0.07		2.35
中部太平洋第2漁場														
02—84	1	24	0.20	1.27	0.00				0.56	0.00	0.01	0.00	0.00	2.05
02—83	6	11	0.07	1.91					0.43		0.01	0.01	0.05	2.47
01—83	8	50	0.17	2.67					0.33	0.01	0.02	0.01	0.01	3.21
02—82	3	7	0.17	2.49					0.20		0.05	0.02	0.07	2.99
01—82	8	42	0.14	3.44					0.23	0.00	0.03	0.00	0.03	3.88
01—81	2	8	0.06	3.86					0.11	0.02	0.02	0.01		4.07
02—81	2	4	0.06	3.16					0.34		0.04	0.01	0.09	3.72
中部太平洋第3漁場														
00—34	1	4	2.41	0.63	0.06				0.16					3.27
10—34	7	33	9.84	0.31	0.05				0.14	0.02	0.00	0.00	0.03	10.39
11—34	1	1	6.27	0.20					0.40	0.05				6.93
00—35	1	2	2.99	1.64					0.17			0.06		4.86
10—35	1	5	7.00	0.33	1.63				0.19	0.03	0.02		0.05	9.26
00—85	1	6	0.82	1.11	0.02				0.12			0.01		2.08
10—85	5	63	4.76	0.31	2.32				0.23	0.02	0.01	0.00	0.02	7.67
00—84	1	7	2.81	0.68	0.04				0.02	0.02	0.01	0.02		3.60
10—84	5	21	3.11	0.34	2.45				0.10	0.01	0.01	0.01		6.02
10—83	1	5	2.90	0.37	4.23				0017		0.02			7.68
中部太平洋第4漁場														
12—34	1	12	12.01	0.27					0.15	0.10		0.01	0.05	12.58
西部太平洋第1漁場														
04—25	5	29	0.40	0.02		0.22			0.02		0.04	0.08	0.23	1.01
05—25	5	24	0.22	0.01		0.27			0.01		0.12	0.06	0.01	0.71
05—26	8	31	0.14	0.01	0.00	0.28			0.05	0.00	0.17	0.06	0.03	0.73
04—26	1	3	0.42	0.12		0.24			0.09		0.36	0.09	0.15	1.46
06—27	27	119	0.19	0.03	0.35	0.25			0.01		0.09	0.02		0.93
05—27	20	97	0.16	0.04	0.27	0.35			0.01		0.19	0.05		1.06
05—28	2	2	0.54								0.42			0.95
05—33	1	1	0.06	0.06							0.29			0.40
西部太平洋第2漁場														

漁場又は海区	操業船数	操業回数	まぐろ きはだ	めばち	びんなが	くろまぐろ	いんど	ごうしゅう	かじき くろかわ	しろかわ	まかじき	めかじき	ばしょう	合計
02—25	3	6	2.59	0.32					0.08			0.01	0.16	3.16
01—25	4	13	2.11	0.33					0.12	0.02		0.01	0.09	2.68
01—26	1	4	1.05	0.69					0.08				0.07	1.89
01—27	2	6	2.84	0.19					0.05				0.12	3.21
01—28	1	1	3.05	1.15	0.06								0.23	4.60
03—29	1	7	0.27	0.01	0.04				0.86	0.10	0.19		0.33	1.80
02—29	1	1	0.30						0.80		0.30		0.30	1.70
01—30	2	13	1.30	0.96					0.31					2.57
01—31	8	26	0.81	0.35					0.17	0.00	0.01		0.07	1.41
02—31	1	2	0.16	0.03					0.39		0.03		0.62	1.25
01—32	4	9	1.85	1.42	0.02				0.54				0.15	4.00
01—33	1	1	1.25	1.15					0.21	0.10				2.71
西部太平洋第3漁場														
00—25	3	9	3.78	0.37					0.06	0.05			0.01	4.27
00—27	2	31	3.67	0.37					0.08	0.01		0.01	0.04	4.17
00—28	1	5	4.18	0.43					0.11	0.07		0.01	0.10	4.90
00—30	1	1	3.63	1.89					0.15				0.23	5.91
00—31	5	34	3.35	1.01	0.01				0.19	0.02		0.01	0.22	4.80
10—31	1	1	3.41	1.07	0.11				0.11				0.16	4.85
00—32	11	89	2.53	0.99	0.03	0.00			0.26	0.01		0.01	0.05	3.89
10—32	8	36	4.46	0.35					0.14	0.02	0.00	0.00	0.01	4.98
00—33	1	1	8.25	0.75					1.00					10.00
10—33	6	38	5.54	0.54	0.01				0.11	0.01	0.00	0.00	0.01	6.26
スンダ列島沿海漁場														
11—20	1	1	1.13	0.46	0.05				0.05	0.26				1.95
11—21	1	1	0.34	2.39	0.05				0.05	0.54				3.37
11—23	1	8	4.92	0.11	0.10							0.03		5.16
11—24	2	16	4.18	0.34	0.00		0.00		0.02	0.16	0.02	0.03	0.00	4.75
10—25	4	17	2.66	0.80					0.04	0.14		0.02		3.65
11—25	2	3	1.62	0.25						0.06		0.02	0.06	2.02
東部印度洋漁場														
12—22	3	11	1.65	0.74	0.85		0.13		0.07	0.20	0.02	0.02		3.67

漁場又は海区	操業船数	操業回数	まぐろ きはだ	めばち	びんなが	くろまぐろ	いんど	ごうしゅう	かじき くろかわ	しろかわ	まかじき	めかじき	ばしょう	合計
12—23	2	5	1.42	0.65	0.69		0.06		0.01	0.22	0.01	0.04		3.11
北部印度洋漁場														
01—12	1	2	4.56	1.03					0.08		0.08		0.03	5.78
02—16	2	8	1.21	1.08					0.23	0.04	0.43	0.02	0.04	3.05
01—17	2	10	2.58	1.72					0.18	0.12	0.43	0.07	0.05	5.16
02—17	2	3	0.44	0.67					0.21	0.02	0.58	0.11	0.05	2.07
01—18	6	27	2.08	1.18	0.01				0.20	0.06	0.06	0.06	0.03	3.68
中部印度洋漁場														
10—10	3	15	9.04	0.35	0.03				0.15	0.06	0.08	0.07	0.04	7.81
00—11	1	3	3.00	0.59	0.02				0.27		0.06		0.08	4.02
10—11	2	14	3.64	0.67	0.11				0.18	0.02	0.08	0.04	0.11	4.84
00—12	2	9	2.80	0.75	0.36				0.14	0.01	0.08	0.01	0.05	4.21
10—12	7	25	3.87	0.56	0.59				0.12	0.03	0.04	0.02	0.07	5.31
11—12	3	9	4.63	0.93	0.02				0.03	0.02	0.05	0.03		5.70
00—13	2	4	2.04	0.59	0.20				0.04	0.01	0.05	0.05	0.03	3.01
10—13	14	48	3.73	1.03	0.69				0.09	0.04	0.06	0.03	0.04	5.71
11—13	2	4	2.98	0.79					0.01	0.03		0.03		3.83
00—14	1	6	2.83	1.27	0.19				0.38		0.06		0.07	4.81
10—14	8	33	2.76	0.73	0.16				0.18	0.05	0.11	0.03	0.04	4.77
10—15	13	73	2.46	0.86	0.25				0.29	0.04	0.07	0.04	0.04	4.06
11—15	1	1	0.55	1.10					0.15	0.10	0.20	0.05		2.15
00—16	2	12	2.36	1.56	0.52				0.46	0.07	0.09	0.04		5.04
10—16	9	79	3.66	1.02	0.19				0.25	0.05	0.09	0.04	0.04	5.34
11—16	5	16	2.01	1.37	0.01				0.19	0.06	0.08	0.03	0.06	3.83
00—17	2	2	1.69	0.93					0.07	0.10	0.15	0.05		2.99
10—17	7	26	3.36	0.41	0.19				0.26	0.07	0.21	0.02	0.02	4.54
00—18	9	49	2.22	1.18	0.01				0.31	0.13	0.09	0.03	0.06	4.05
10—18	1	7	4.35	0.42	0.12				0.23	0.06	0.44			5.62
南部印度洋漁場														
12—18	1	2	1.53	0.33	1.44				0.14	0.08	0.03			3.56
12—19	1	4	0.87	0.59	0.80				0.05	0.08	0.04	0.01		2.45

2. 鮪類の月別，漁場別体長組成表（1960年5月操業分）

（組成の数字は百分率で示す．漁場名は区画図参照．）

魚種	漁場	船数	50cm以下	51—60	61—70	71—80	81—90	91—100	101—110	111—120	121—130	131—140	141—150	151—160	161—170	171cm以上	測定尾数
きはだ	東太3	1								4.3	15.9	23.2	34.8	18.8	1.4	1.4	69
	中太1	2			0.5		0.5			0.5	5.4	44.9	22.9	12.2	7.8	5.4	205
	中太2	3						1.4	5.3	17.4	25.6	38.2	9.7	2.4			207
	中太3	6					0.2	13.3	35.0	28.5	9.5	7.3	3.5	1.1		1.5	1,236
	西太2	2							2.5	66.9	28.8	1.9					160
	西太3	1					3.1	26.0	55.0	14.5	1.5						262
	スンダ	1							4.3	34.8	31.9	7.2	21.7				69
	中印	1							0.6	2.3	38.9	48.0	10.3				175

魚種	漁場	船数	60cm以下	61—70	71—80	81—90	91—100	110—101	111—120	121—130	131—140	141—150	151—160	161—170	171—180	181cm以上	測定尾数
めばち	中太1	2			5.5	12.2	4.9	2.4		2.7	16.2	10.7	11.9	16.5	17.1		328
	中太2	3				0.2	1.6	2.9	3.8	10.4	18.8	21.1	22.2	13.5	4.9	0.7	451
	中太3	5				4.1	21.4	9.7	11.0	20.0	21.4	6.9	3.4		2.1		145
	西太2	1							12.1	42.4	33.3	9.1	3.0				33
	西太3	1				7.7	7.7	15.4	3.8	26.9	26.9	11.5					26
	スンダ	1					2.9	88.2				2.9	5.9				34
	中印	1						1.7	3.4	6.9	39.7	20.7	19.0	3.4	5.2		58

魚種	漁場	船数	40cm以下	41—50	51—60	61—70	71—80	81—90	91—100	101—110	111—120	121cm以上	測定尾数
びんなが	西太2	1						11.1	88.9				9
	西太3	1				76.0	24.0						146

魚種	漁場	船数	130cm以下	131—140	141—150	151—160	161—170	171—180	181—190	191—200	201—210	211—220	221—230	231—240	241—250	251cm以上	測定尾数
くろかわ	中太1	2		1.8				1.8	1.8	7.1	17.9	10.7	14.3	14.3	16.1	14.3	56
	中太2	3		3.7	8.6	13.5	31.3	18.4	5.5	7.4	2.5	2.5	2.5	1.8		2.5	163
	中太3	5	3.7	5.9	10.3	8.8	20.6	2.9	5.1	8.8	11.8	8.8	2.9	2.2	2.9	5.1	136
	西太2	2		10.6	17.6	25.9	18.8	7.1	1.2	3.5	4.7	4.7	2.4	2.4	1.2		85
	西太3	1		12.0	4.0	8.0	12.0	16.0	8.0	16.0	4.0	8.0	4.0	8.0			25
	スンダ	1			9.7	21.0	16.1	14.5	21.0	3.2	4.8	8.1	1.6				62
	中印	1		5.9	27.1	25.9	18.8	3.5	3.5	3.5	4.7	1.2	4.7			1.2	85

魚種	漁場	船数	130cm以下	131—140	141—150	151—160	161—170	171—180	181—190	191—200	201—210	211—220	221—230	231—240	241—250	251cm以上	測定尾数
しかろわ	西太2	1			25.0		25.0			25.0	25.0						4

魚種	漁場	船数	100cm以下	101—110	111—120	121—130	131—140	141—150	151—560	161—170	171—180	181—190	191—200	201—210	211—220	221cm以上	測定尾数
まじかき	中太1	2		0.4	0.8	15.2	31.6	21.5	15.6	3.8	0.8	0.8	5.5	3.8			237

マグロ漁況概況予報　（1961年5月）

神奈川県水産試験場　漁業指導科　遠洋漁業係

1. 東部太平洋第2漁場（5～20°N，150°E以東）

この漁場のメバチは上昇途上期ですが，西経135度以東，特に西経130度以東の海域の漁獲は比較的高く，4.5屯位に達するでしょう．

また，キハダは不漁期ですが，北緯5度近くの海域では，所により2.5屯位の漁獲があるかもしれません．

なお，クロカワも0.5屯位混獲される見込みです．

2. 東部太平洋第3漁場（5°N～10°S，150°W以東）

キハダは，赤道から北緯5度までの海域が好漁期，赤道から南緯5度までの海域が低下期，南緯5度から10度までの海域が不漁期に当り，漁獲は，赤道から北緯5度までの海域が2.5屯，赤道から南緯5度までの海域が1.0屯，南緯5度から10度までの海域では殆んど漁獲がみられないでしょう．

メバチは，南緯3度から7度までの海域の北よりが上昇期，南よりが好漁期で，漁獲は4.5～5.5屯位になるでしょう．なお，北緯3度から5度までの海域は，南緯3度から5度までの海域と同様上昇期に当りますが，漁獲は南緯の漁獲程高くなく，3.0屯位でしょう．ただし，北緯の漁場には前述の如く2.5屯位のキハダが漁獲される見込みですから，両魚種混みの漁獲は，ほぼ同じ程度でしょう．

なお，西経125度付近の南緯5度以南の海域では，クロカワが4月にひき続き0.7屯位の漁獲になるでしょう．

3. 東部太平洋第4漁場（10～30°S，150°W以東）

南緯10度から15度までの海域では，ビンナガがなお好漁期ですが，漁獲は4月より若干低下し，1.1屯位になるでしょう．

4. 中部太平洋第1漁場（20°N以北，170°E～150°W）

この漁場では，メバチが不漁期に入り，3月から好漁期に入ったマカジキの漁獲は，4月より更に上昇するでしょう．漁場は，4月と同様で，メバチは東偏，マカジキは西偏し，漁獲は，メバチが1.3屯，マカジキが，ミッドウェー島周辺で0.6屯，その南側の北緯20度から25度までの海域が1.5屯近くになるでしょう．

魚種	漁場	船数	100cm以下	101—110	111—120	121—130	131—140	141—150	151—160	161—170	171—180	181—190	191—200	201—210	211—220	221cm以上	測定尾数
まじかき	西太2	1						50.0			50.0						4

魚種	漁場	船数	80cm以下	81—90	91—100	101—110	111—120	121—130	131—140	141—150	151—160	161—170	171—180	181—190	191—200	201cm以上	測定尾数
めじかき	中太1	2			1.0	1.0					3.0		3.0	4.0	3.0	85.1	101

5. 中部太平洋第2漁場（5～20°N，170°E～150°W）

メバチは好漁期末期で，漁獲はパルミラ諸島周辺及びその東方海域が3.1屯，その西方海域は1.5屯位，またクロカワは好漁期に入り，漁獲は4月より更に上昇して0.4屯位になるでしょう．

6. 中部太平洋第3漁場（5°N～10°S，170°E～150°W）

北緯5度から南緯5度までの全海域にわたって，キハダが好漁期に当りますが，漁場は，ギルバート諸島東南方の海域，及びクリスマス島周辺に集約され，漁獲は，共に3.0屯位，その他の海域は1.8屯位になるでしょう．

なお，180度付近の赤道以南ではビンナガが好漁期に当り，0.75屯，また，メバチは全海域にわたって0.35屯位混獲される見込みです．

7. 中部太平洋第4漁場（10～30°S，170°E～150°W）

南緯10度から15度までの海域で，ビンナガが好漁期に当りますが，漁獲は4月より若干低く，1.1屯位でしょう．

8. 西部太平洋第1漁場（20°N以北．170°E以西）

東経140度付近以西の海域のクロマグロは，日本列島南側の海域の漁獲が若干低下し，沖縄東南方付近の海域があらたに好漁期に入り，漁獲は，全般的に0.38屯位になるでしょう．

マカジキは，漁場が4月より稍北側に移動し，沖縄東南方海域と，北緯22度から28度，東経140度から170度にかけての海域が好漁期で，漁獲は，西側漁場で0.5屯，東側漁場で0.7屯位，また，メカジキは，南下回遊期から北上回遊期への過渡期に当り，小笠原諸島からマーカス島付近にかけての海域が好漁期で，漁獲は0.3屯位でしょう，

9. 西部太平洋第2漁場（5～20°N，170°E以西）

パラオ諸島からトラック島にかけての海域のキハダは，第3漁場の影響を受け，0.75屯位の漁獲，また，マリアナ諸島から，モルトロック諸島，ポナペ島，マーシャル諸島を経てヤルート島に至る海域では，クロカワが好漁期に入り，漁獲は0.5屯位になるでしょう．

10. 西部太平洋第3漁場（5°N～10°S，170°E以西）

北緯5度から南緯5度までの海域のキハダは，全般的に好漁期に入りますが，今年は不漁年に当り，漁獲はあまり高くならないでしょう．漁獲の比較的高いクサイエ島南方からソロモン諸島北東の南緯5度線にかけての海域が1.8屯，その西側のモルトロック諸島南方からニューアイルランド島にかけての海域，及び，ハルマヘラ島周辺から東経145度付近にかけての海域が1.2屯位になる見込みです．

なお，メバチは，東経150度以東の海域では，0.6屯から0.8屯位混獲されるでしょう．

11. 西部太平洋第4漁場（10～30°S，170°E以西）

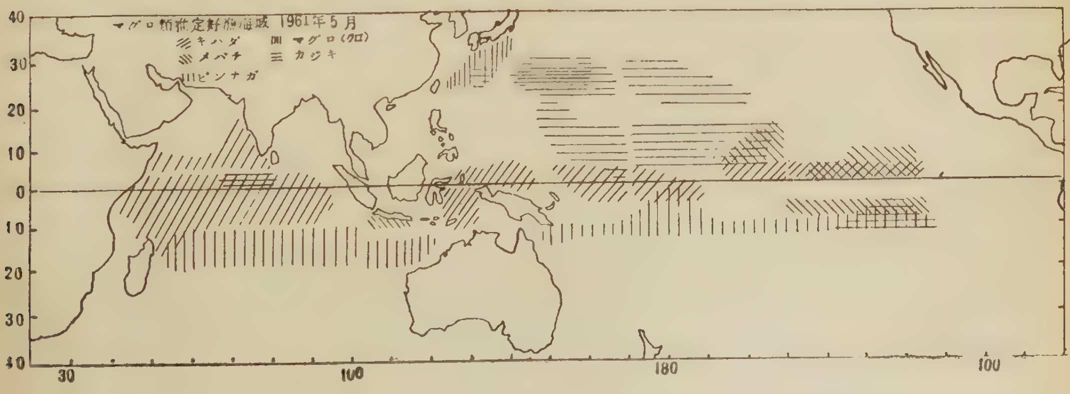

南緯10度から15度までの海域ではビンナガが好漁期で，漁獲は0.9屯位，キハダは不漁期で，0.7屯位の漁獲でしょう．

12. スンダ列島沿海漁場（0～10°S．100～140°E）

ジャワ南側の海域のメバチは，4月にひき続き好漁期に当り，漁獲は2.4屯位，また，バンダ，フロレス海のキハダは，やはり好漁期で1.5屯位の漁獲でしょう．

13. 東部印度洋漁場（10°S以南，100°E以東）

南緯10度から20度までの海域では，ビンナガが好漁期に当り，0.9屯位の漁獲になるでしょうが，南緯12度の北側では，海域により0.2屯位になるかもしれません．

14. アラビア海漁場（5°N以北，80°E以西）

この漁場のキハダは全般的に好漁期ですが，昨年，一昨年にみられた3.0屯の漁獲は好漁年の結果であるので，今年必ずしも同程度の漁獲になるとは限りません．昭和30，31年は好漁年，32，33年は不漁年であったので，もし2年周期であるとすれば，今年は注意する必要があるでしょう．

15. ベンガル湾漁場（5°N以北．80°E以東）

この漁場のキハダも好漁期に入りますが，アラビア海漁場と異なり，昭和32年以降隔年周期の漁況変化をしているので，今年は，昨年より若干漁獲が高くなる見込みで，2.1屯位になるでしょう．

なお，メバチは不漁期で1.3屯，クロカワは0.22屯位混獲されるでしょう．

16. 中部印度洋漁場（5°N～10°S，100°E以西）

この漁場の，東経90度以西の海域はなお好漁期ですが，漁獲は4月より全般的に稍低いでしょう．また，漁場はかなり偏在し，漁獲は，赤道から南緯5度，東経80度から95度までの海域が3.0屯，マルディヴ諸島西方海域，チャゴス島西方海域，及びセーシェル諸島西方乃至北西海域が3.6屯位でしょう．

なお，セイロン南方海域ではメバチが1.3屯，マルディヴ諸島周辺及びその東方海域ではクロカワが0.4屯位，混獲されるでしょう．

17. 南部印度洋漁場（10°～30°S，100°E以西）

南緯10度から20度までの海域はビンナガが好漁期で，漁獲は1.1屯，また，キハダは0.9屯，メバチは0.5屯程度混獲されるでしょう．

マグロ延縄用錘つき釣鈎の効果の有無

（三重大水産学部） 野々田得郎

（日本水産学会年会における講演より）

近頃マグロ延縄用の釣鈎として錘つき（錘の左右にはガラスがはめこんである）のものが製作され，また使用されている．三重県の大勢丸が1960年9月11日に，インド洋で操業した際にもこの種の釣鈎を1割程度使用した．この時の漁獲資料から錘つき釣鈎を用いて果して効果があるものかどうかを検討したが，結果はおよそ次のようであった．

大勢丸の操業した漁場はマダガスカル付近でビンチョウが主（西岸では2割位をキハダが占める）である．延縄は400鉢，5本づけ（33尋×6）を基本とし，2割程度を9本づけ（28尋×7）とした．この場合統計をとりやすいように6本づけは5本づけに換算して，即ち3本目と4本目を5本づけの3本目として表わした．

さて，錘の効果であるが，鉛およびガラス重量は17.5乃至18g，餌のサンマを100gとして比重はたしかにふえる（1.4～1.5）が，これはわずかの差でしかないので釣鈎の不安定性とは関係ないと思われた．実際，波のない時および波のある時について，ふつうの鈎の中に混入使用してみたが，その結果は，オモリ付：フツウ鈎は波のないとき0.98：波のあるとき1.01：1.00という値が出ており，ほとんど関係ない，つまり効果なしということがわかった．

（問） 縄の種類は何ですか．

綿糸です．

（問） 何故，わざわざ鉛をつけた鈎などが製作されていたのですか．

私にも，どうしてそのような鈎がつくられ又使用されているのかわかりません．おそらく先に述べたように重量をまして，釣鈎の安定を保つ，あるいはダイヤカットのガラスをはめこんであることから擬餌鈎の効果をねらったのではないでしょうか．

（問） 反射面をつくつてあることから，その鈎は光の効果を得るためだと思います．従つてこの釣鈎効果の判定は，光との関係を主に調査して決するべきではないでしょうか．

光との関係については調べませんでした．果してガラスをつけた場合，その深さの海中でどの程度光るかは疑問に思われますが，浅くする場合もあるでしょうから今後この点にも留意したいと思います．

この報告に関係した意見をお持ちの方及び錘つき釣鈎の試験をなさった方は，御投稿下されたくお願いします。（編集部）

また〝晴和丸の報告については本誌No.70を御覧下さい。

マグロ類の餌付層に関する研究 I （その1）

神奈川県水産試験場調査研究科　渡　辺　博　之

ま え が き

漁獲量は漁場における漁獲対象魚群量と漁獲効率によって決定され，漁獲効率は漁具材料，漁具構造，海況等によって著るしく異り就中現場における漁具水深の決定に当っては漁業者に高度の経験と勘を要求する．

鮪延縄における漁具材料，漁具構造が過去幾多の変遷を辿った要素は新資材の導入と共に漁業者自身の漁撈上の経験と勘の積重ねによって6本づけ，5本づけ，4本づけ等に区分され或いは漁場，漁期により浮縄の調節等がなされ．現在では太平洋，印度洋，大西洋の各海区に亘って略々安定した漁獲水準を保っている．

この様な漁具の変遷は魚群の生態解析の結果が漁具構造の変遷をとったのではなく．前述の如く経験と勘から或いは漁具材料上の制約から漁具の改造を行ない漁具水深を魚群分布水深に適合せしめるよう努力がなされてきたものであるが，その根拠には実験的生態要因は殆んど含まれていない．そこにかなりの問題点が包含されているのであろう事が推察される今回相模丸の昭和35年度第1次太平洋，第2次印度洋における調査結果から鮪類の餌付層に関する新知見が得られたので，その記録及び漁獲記録を基にし大要次の結果を得た．

1. めばちは主として 80～120m の深層にて漁獲される．
2. きはだはめばちの上層に分布し 0～60m の浅中層での漁獲比率が高い．
3. かじき類はきはだの上層に分布する．
4. 現行漁具による漁獲効率はめばちに最も高く，きはだには漁具が稍々深く，かじき類には表層に近い浮延縄が適当であろう．

この調査に当っては，東京水産大学吉原友吉助教授，東海区水産研究所鈴木たね子技官，漁船研究室西村実技官，薬室親正技官に御討議を頂くと共に漁具の潜水観察を担当された神奈川県水産指導所佐々木英之助技師増沢寿技師の御協力を願った事を記しここに深甚の謝意を表します．

I　餌付層の推定

遊泳層乃至餌付層の調査は肉眼或いは魚探機により或程度知る事が出来るが，鮪漁業の如く長大な漁具を以って50kmにも及ぶ広範囲を操業し，かつ根拠地を遠く離れて操業する漁業にあっては生産性を高度に高めると共に経費の節約を計る為航海日数を可能の範囲において短縮するよう常に努力がなされている為魚探機による魚群の捜索等は十分に行なわれず，操業各船の漁況報告が即漁場選択の要素となり，特定海域に操業船が蝟集する結果を招来し且裏付け資料も乏しい．現在の漁具と魚群の漁獲作用機構を漁具の面から考えれば通常海潮流の甚しい影響がない場合短縮率6～7割では70～130mに漁具が落ち着き鮪類もこの水深付近に魚群分布の上限から下限迄が略々包含されるものと考え，投縄船速の増減或いは枝縄別漁獲状況からその地域性，季節的特性を考慮し浮縄，枝縄等の調整を行ない漁具水深を餌付層により近づけるよう努力がなされ，漁具は如何なる状態，水深に置かれるかに関心が払われている．相模丸においても第8次太平洋航海（1960，5月～6月）から Depth Recorcor （鶴見製）を購入し漁具水深の調査を開始したが．その記録板上に時として特異な測深線

の乱れのある事に気付き．それらの記録を抽出整理（第1表）した結果，その乱れが鮪類の餌付による逃避運動が記録されたものであると推定されたので，それらの記録を基にして東部太平洋，西部印度洋における餌付層の考察を行なった．

1） 漁獲記録例の考察

Depth Recordor（800gr）を水中重量10～15grとするようビン玉（径約10cm）6個を付け，枝縄のワイヤ部分に装着し，第8次太平洋（1960，5月～6月 8°N～8°S 140～110°W）第9次印度洋（1960，10月～11月 1°～10°S 41～60°E）の海域において約180例の記録から第1表の如き記録を抽出した．尚この Depths Recordor は最大値記録方式で時間的な記録が全く欠除しており漁獲と餌付時間の結付けを解析する資料となっていない．（第6図）

(1) き　は　だ

きはだは記録例に見られるようにその大部分が表層付近で餌付しており30m層を中心とした餌付例が一例観察出来た．餌付後の逃避運動は0～40B 至60m層にわたり1,2度の上下にかなり激しい逃避を試みている．

(2) め　ば　ち

めばちの記録例は少ないが，きはだと異り表層付近で餌付いたと思われる記録は無く 80～100m層で餌付きその逃避運動は50～115mに及んでいるが上下への逃避はきはだより範囲が狭い．

II 餌付層の検討

前述の如くめばち，きはだの間には餌付層にかなり相違があるようであるから，これらの関係をより明らかにするため，漁獲記録の面から検討を加えた．

(1) 漁具浸漬時間と釣獲率との関係

漁具の浸漬時間と釣獲率との関係は第2図の如く揚縄の終端に近づく程釣獲率は増加しているが，360～400枚と端縄は逆に減少を示している．この事は浸漬時間の増加が釣獲率を増加せしめると解釈出来るが，端縄に如何なる理由で釣獲率の低下があるのか，然し乍らこの著るしい低下傾向を示すのは，印度洋におけるきはだ，太平洋におけるめばちで印度洋のめばち，太平洋のきはだにはこの傾向は余り顕著でない．

この場合太平洋のきはだは，めばちの従漁獲物であり同様に印度洋のめばちはきはだに対する従漁獲物の関係にあり，この両者の間には夫々その海区に於ける主漁獲物と従漁獲物との共通した要素を持っている．主漁獲対象魚種である太平洋のめばち，印度洋のきはだが夫々端縄に近づくにつれて獲漁低下の傾向を示すのは何に起因するのか．

漁具の海中浸漬時間が釣獲率の

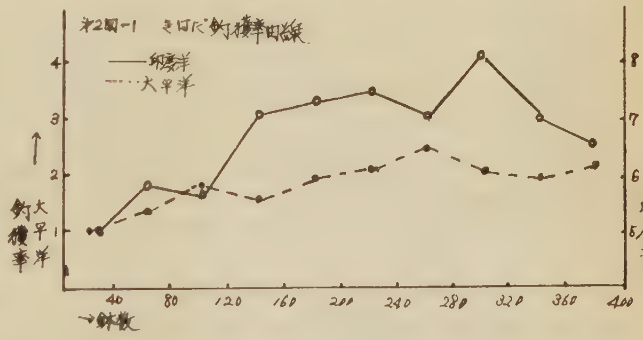

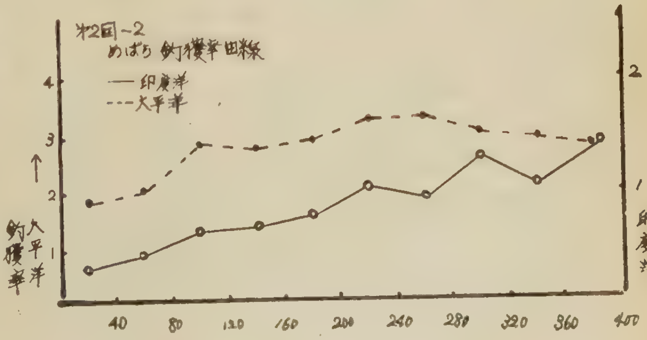

増減を支配するものとすれば，この減少傾向は餌の脱落にも関係づけて考える事が出来る．即ち浸漬時間の増加と共に餌（さんま）は脆化し脱落するためで，印度洋のめばち，太平洋のきはだにこの傾向が顕著に現れぬのは夫々の海区における従漁獲物であり漁獲対象魚群量が少いため主漁獲物ほど顕著にこの傾向を示さないとも解釈できる．

投縄及び揚縄の時間的関係は第3図の如く行なわれる．

釣獲率が漁具の浸漬時間にのみ関係があり餌の脱落が無いものとすれば最小二乗法により各海区別の釣獲率は第4図の如くになる．この場合360枚以後の縄については餌の脱落その他が考えられたのでこれを除外し計算した．

魚種間に於ける海区による釣獲率の相違は第2表第4図の如く，太平洋及び印度洋のきはだでは漁具浸漬時間による釣獲率の増加には相違があり，かつ平均にも差のある事から，この釣獲率増加傾向の差は漁獲対象魚群の差及び海区の相違による海況，生物的環境，或いは生態等の相違を示すものと考えられる．

めばちには傾斜に差のない事から生態的，海況的な相違はなく，平均の差，即ち魚群量に差がある事を示している．

かじき類には漁具の浸漬時間の影響は殆んど認められず，かつ海区の相違も考えられない．

次に縄廻りの記録をみると（第5図）めばちでは揚縄始点から終点までに多少増加の傾向を示しているが，通常操業時に比較すると

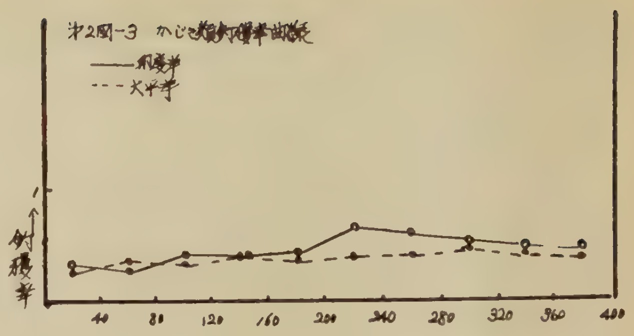

第3図 操業時間模式図

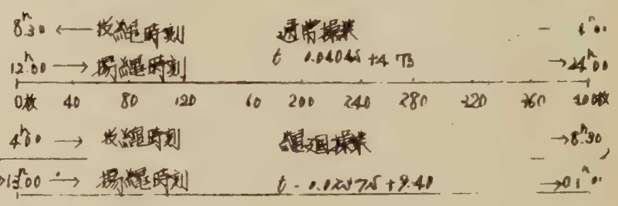

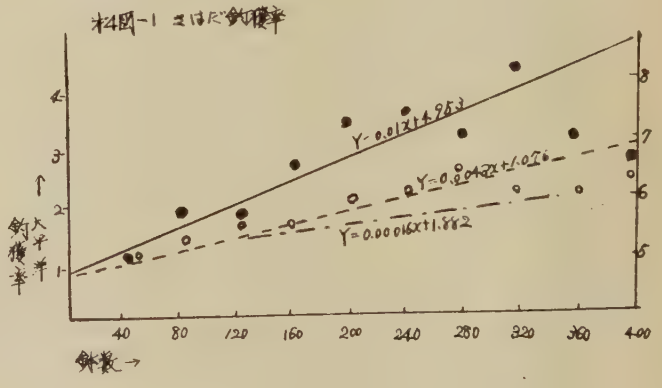

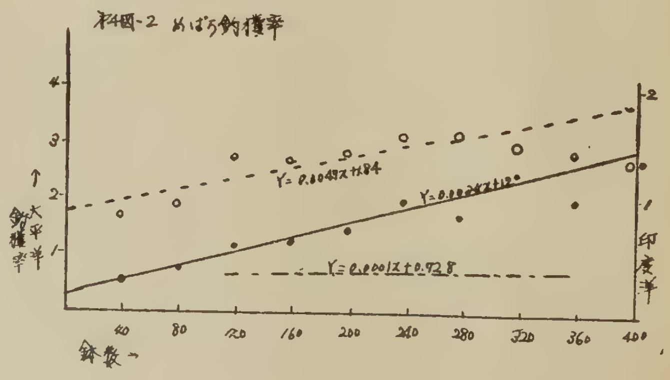

第2表　　　太平洋，印度洋海区間に於ける回帰の検定

魚　種	海　区	回　　帰	傾　斜	摘　要	平　均	摘　要
きはだ	太平洋	Y＝0.0043X＋1.07	t＝3.271	diff	t＝30.237	diff
	印度洋	Y＝0.01X＋4.95				
めばち	太平洋	Y＝0.0047X＋1.84	t＝1.110		t＝19.016	diff
	印度洋	Y＝0.0034X＋0.12				
かじき	太平洋	Y＝0.0004X＋0.29	t＝0.737		t＝1.579	
	印度洋	Y＝0.0007X＋0.30				

余り顕著ではない．

通常操業及び縄廻時における漁具の浸漬時間は第6図の如くなり，漁具の浸漬時間のみを考えると縄廻操業時の漁具浸漬時間は第6図A，B点間に移す事が出来る．

即ち通常操業時のA，B点間で操業されたと考える事が出来る．

釣獲率の増加が漁具浸漬時間にのみよるものとすれば漁獲対象魚群量に差がなければ，点A，B間における釣獲率は通常操業時の釣獲率と一致しなければならない．

また魚群量に差があっても，釣獲率の増加傾向と一致しなければならないが，第4図の如く，きはだ t＝3.136 (diff) めばち t＝4.775 (diff) と明かな差が存在する．

この事は通常操業時における釣獲率の増加が漁具の浸漬時間によるものであるとする考えには誤りがあり，生態学的な特性が釣獲率の増加となったものであると推定される．

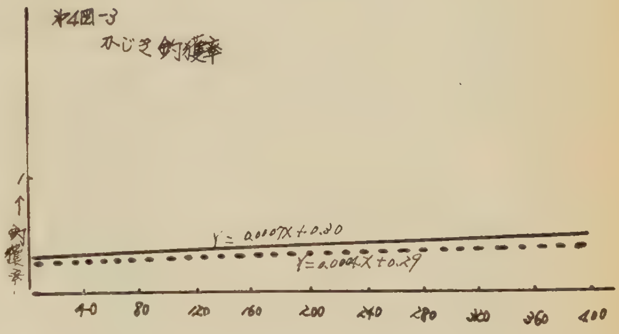

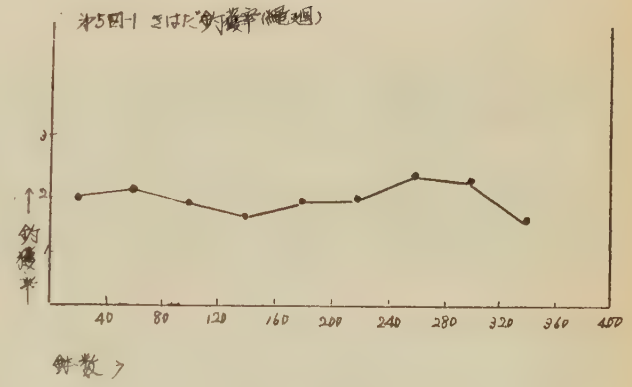

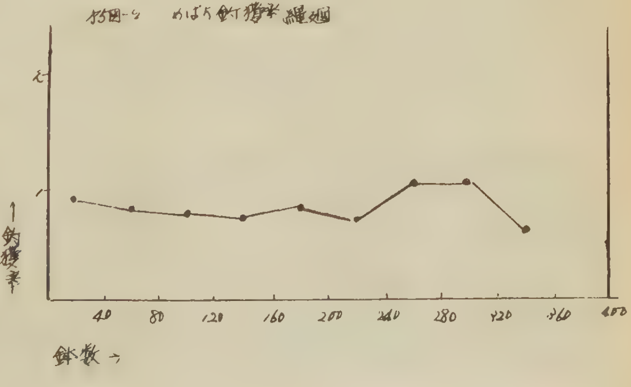

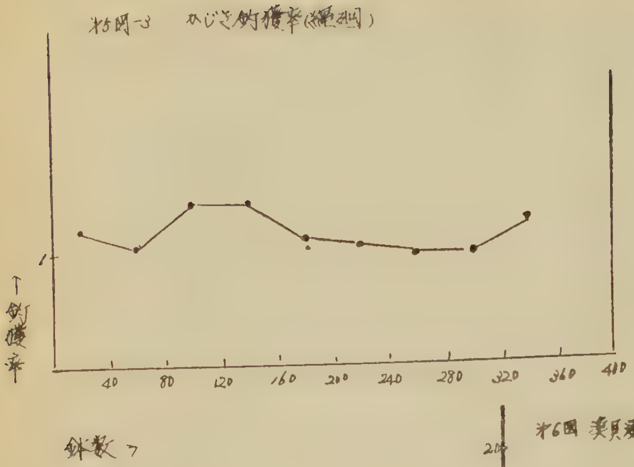

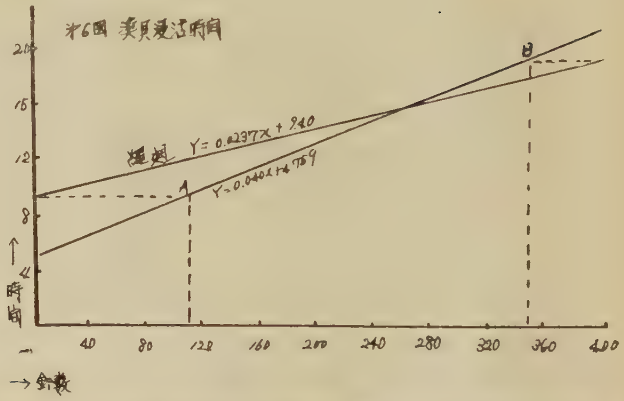

第6図　めばち，きはだの餌付記録

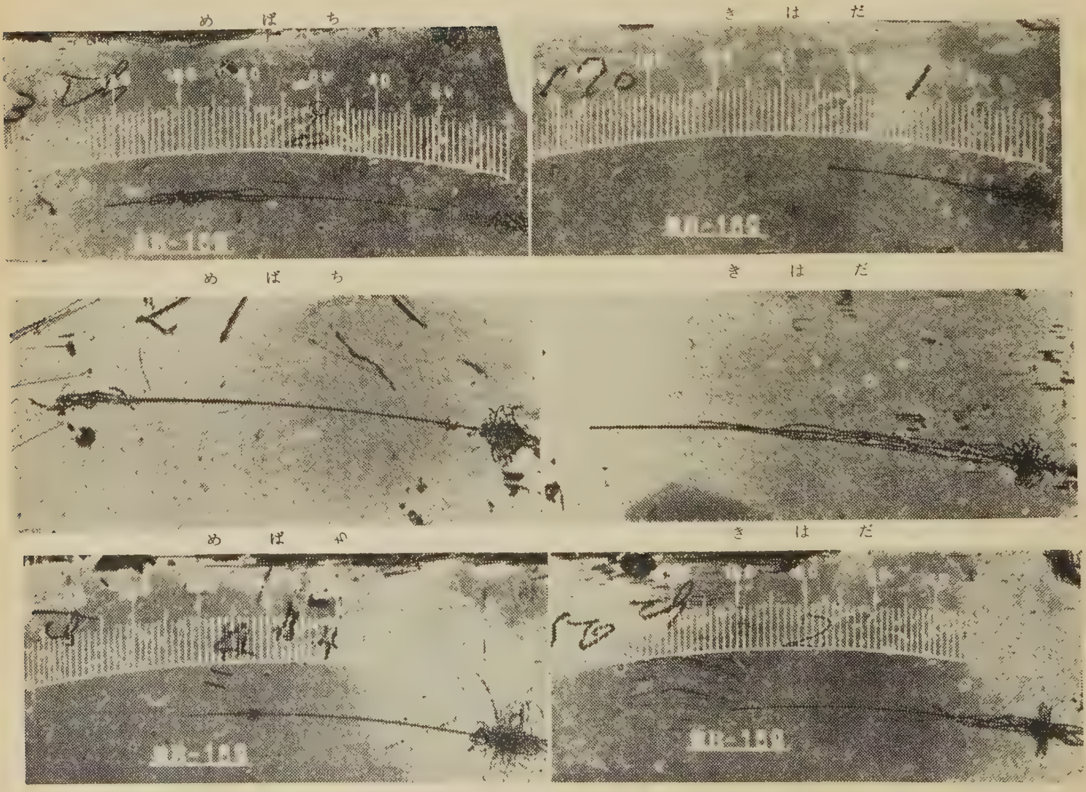

インドネシア，フィリッピン境界水域ならびに北部スラウエシ（セレベス）水域の警戒強化について

外務省アジア局南東アジア課

序

インドネシア及びフィリッピン両国海軍は，両国間の境界水域における密輸，不法入国等の取締りに関する共同パトロール協定の実施協定を本年1月30日ジャカルタで調印した．これに基き，インドネシア海軍は東カリマンタンの Tarakan，フィリッピンは Batu-Batu にそれぞれ警備司令部を設置して，各々の哨戒艇をもって両国の境界水域における海賊行為，治安撹乱行為，密輸行為ならびに不正出入口の取締りを実施することとなった．

これに関しては，現在のところインドネシア国最高軍政官規則集Ⅰ，Ⅱ及び写真機等の取扱いに関するスラバヤ海軍地区司令官規則等が入手されているが，最高軍政官規則によれば，スマトラ東部海岸（北部及び南部の一部両海岸を含む），ジャワ西南海岸，カリマンタン西部海岸及びスラウエシ北部海岸に封鎖水域を設定した外，一部港湾及び水域の航行制限或は潜水作業禁止等を規定している．

この封鎖水域は一応無害航行は除外されるが，東部スマトラ，ブルハラ島水域，ハロン湾及びアンボン湾の一部水域のように無害航行も禁止したところもあるので，同方面に出漁又は航行する漁船は，不測の事故に捲き込まれないよう熟読のうえ充分警戒されるようここに掲載することとした．

（河口）

インドネシア共和国の封鎖水域に関する最高軍政官規則集（Ⅰ）

は し が き

インドネシア政府は，1960年11月29日付最高軍政官規則第11号，12号ならびに第13号をもって従来の海軍参謀長決定に代らしめることに決定し，同日付をもってこれを施行した．

よって，同水域における本邦船舶ならびに漁船の安全航行を確保するため，関係規則を飜訳の上，関係官庁ならびに機関等に配付することとしたので，御利用ありたい．

昭和36年1月

稲田南東アジア課長

目 次

(1) 東部スマトラのブルバラ（Berhala）島水域を封鎖水域に定めることに関する1960年最高軍政官規則第11号

(2) パレンバン市スンサン（Sungsang）河口の交通及び航行に関する1960年最高軍政官規則第12号

(3) スマトラ，西部カリマンタン，西部ジャワ南海岸，北部スラウエシ海岸及びそれらに近接する諸島の水域を封鎖水域に定めることに関する1960年最高軍政官規則第13号

—【 17 】—

東部スマトラのブルハラ（Berhala）島水域を封鎖水域に定めることに関する 1960年最高軍政官規則第11号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において，

(1) 現在の国家の安全と防衛のため，東部スマトラのブルハラ島水域を封鎖水域とする規則を定める必要があること.

(2) 1958年5月14日付海軍参謀長，中央軍政官決定第2 1/1/20号及び同改正1959年8月1日付海軍参謀長，中央軍政官決定第2 1/2/17号を再検討する必要があることを考慮し.

(1) 1960年インドネシア共和国大統領決定第315号及び1960年同決定第3号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）と関連する緊急事態に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号）第61条(イ)

(3) 緊急事態に関する1959年緊急政令第23号第36，47，48及び第58条と関連する第25条(7)に鑑み

(1) 1958年5月14日付海軍参謀長，中央軍政官決定 第2 1/1 20号及び1959年8月21日付 第2 1/2/17号を廃止し

(2) 東部スマトラのブルハラ島水域を封鎖水域とする規則を次のとおり制定することに決定した.

第1条

次の諸点を結んだ線で囲まれる東部スマトラのブルハラ島水域における航行，無害航行及び／又は漁業を禁止する.

(イ) 東経99度27分　　北緯3度50分

(ロ) 東経99度33分　　北緯3度50分

(ハ) 東経99度27分　　北緯3度43.5分

(ニ) 東経99度33分　　北緯3度43.5分

第2条

この規則第1条の規定は次の場合には適用しない.

(1) 現住民の漁船（Perahu）による漁業

(2) インドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関の艦船又は舟艇，もしくはインドネシア共和国海軍，又はインドネシア共和国政府機関のため使用される艦船又は舟艇

第3条

この規則第1条の規定で禁止する事項に違反した者は，1959年緊急政令23号（1959年官報第139号）第48条に定める刑罰，即ち最高1年の懲役又は最高5万ルピアの罰金刑に処す.

第4条

この規則第3条の違反行為は，1959年緊急政令第23号第58条に定めるところにより，犯罪として取扱う.

第5条

この規則第1条の違反行為に使用したもの及び／又はその違反行為により取得した物に対しては，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第47条(2)及び(3)項の規定を適用することができる.

第6条

この規則は，公布の日から施行する.

一般に公告のため，この規則の公布は，インドネシア共和国官報に掲載して行なうことを命じた.

1960年11月29日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格において，インドネシア共和国大統領兼国軍最高軍司令官（スカルノ）

1960年11月29日ジャカルタにおいて公布　国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第146号

パレンバン市スンサン（Sungsang）河口の交通及び航行に関する1960年最高軍政官規則第12号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において，

(1) 現在の国家の安全と防衛のため，パレンバンのスンサン河口の重量100トン以下の発動機付艦船及び舟艇（Perahu）の交通ならびに航行に関する規則を定める必要があること．

(2) 1960年3月12日付海軍参謀長，中央軍政官規則第2 1/2/2号を再検討をする必要があることを．考慮し

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第315号及び1960年同決定第3号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）と関連する緊急事態に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号．官報増補第1908号）第61条(イ)

(3) 緊急事態に関する1959年緊急政令第23号第36，47，48及び第58条と関連する第25条(7)に鑑み

(1) 1960年3月12日付海軍参謀長，中央軍政官規則第2 1/2/2号を廃止し

(2) パレンバンのスンサン河口の交通及び航行に関する規則を次のとおり制定することに決定した．

第1条

重量100トン以下のすべての発動機付艦船及び舟艇に対し，現地時間の18時から同6時までの間スンサン河口の交通及び航行を禁止する．

第2条

現地時間の6時から同18時までの間，スンサン河口水域から出帆する重量100トン以下のすべての発動機付艦船及び舟艇は，検査を受けるため Jandjung Bujut に寄港しなければならない．

第3条

この規則は，インドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関の艦船又は舟艇，或はインドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関のため使用される艦船又は舟艇に対しては適用しない．

第4条

この規則第1条の規定で禁止する事項に違反した者又はこの規則第2条で定める義務の履行を拒否し，又は故意に怠った者は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第48条に定める刑罰，即ち最高1年の懲役又は最高5万ルピアの罰金に処す．

第5条

この規則第4条の違反行為は，1959年緊急政令第23号第48条に定めるところにより犯罪として取扱う．

第6条

この規則第4条の違反行為に使用したもの，及び／又はその違反行為により取得したものに対しては，1959年緊急政令第23号（1957年官報第139号）第47条(2)及び(3)項の規定を適用することができる．

第7条

この規則は，公布の日から施行する．

一般に公告のため，この規則の公布は，インドネシア共和国官報に掲載して行なうことを命じた．

1960年11月29日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格においてインドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年11月29日ジャカルタにおいて公布国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第147号

—【 19 】—

スマトラ，西部カリマンタン，西部ジャワ南海岸，北部スラウエシ海岸及びそれらに近接する諸島の水域を封鎖水域に定めることに関する1960年最高軍政官規則第13号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において，

(1) 現在の国家の安全と防衛のため，スマトラ，西部カリマンタン，西部ジャワの南海岸，北部スラウエシ海岸及びそれらに近接する諸島を封鎖水域に定めることに関する規則を制定する必要があること．

(2) 次の海軍参謀長，中央軍政官決定を再検討する必要があることを．考慮し

(イ) 1958年4月15日付第2 1/1/4号

(ロ) 1958年12月4日付第2 1/4/17号

(ハ) 1959年1月27日付第2 1/1/9号

(ニ) 1958年7月2日付第2 1/2/17号

(ホ) 1958年5月17日付第2 1/1/22号

(ヘ) 1958年12月7日付第2 1/4/18号

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第315号及び1960年同決定第3号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）と関連する緊急事態に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号）第61条(イ)

(3) 緊急事態に関する1959年緊急政令第23号第36，47，48及び第58条と関連する第25条(7)に鑑み

(1) 次の海軍参謀長，中央軍政官決定を廃止し

(イ) 1958年4月15日付第2 1/1/4号

(ロ) 1958年12月4日付第2 1/4/17号

(ハ) 1959年1月27日付第2 1/1/9号

(ニ) 1958年7月2日付第2 1/2/17号

(ホ) 1958年5月17日付第2 1/1/22号

(ヘ) 1958年12月4日付第2 1/4/18号

(2) スマトラ，西部カリマンタン，西部ジャワの南海岸，北部スラウエシ海岸及びそれらに近接する諸島の水域を封鎖水域に定めることに関する規則を次のとおり制定することに決定した．

第1条

海軍参謀長又は同参謀長の指定する当局者の許可なくして次の水域における航行及び／又は漁業を禁止する．

(1) スマトラ Tandjung Radja（東経96度30分，北緯3度45分）から Udjung Massam（東経95度13.5分 北緯5度34.8分）を経て Vlakke Hoek（東経104度35分，南緯5度56分）に至る東部全海岸及び南部海岸ならびにその海岸に近接する諸島

但し Iju Ketjie（東経103度21分，北緯1度11.5分）島の北端から Karimun Ketjie 島の北岸を経て，Middelburg 礁（東経103度34.1分，北緯0度51.4分）の西端 Pelangkat 島（東経103度35分，北緯0度45分）の西端，Ngal 島（東経103度35.4分，北緯0度41.5分）の東端 Valsch Durian（東経103度42分，北緯0度37.5分）の北端 Zuid Broeder（東経103度46分，北緯0度32分）の南端，Mutji 島（東経104度01.5分，南緯0度32.5分）の南端，Berhala 島（東経104度24分，南緯0度52分）の南端及び Tandjing Djabung（東経104度22分，南緯1度1分）を結ぶ線の北東側に位置する諸島は除く．

(2) 西部カリマンタン Tandjung Datu（東経109度39分，北緯2度5分）から Djelai 河口（東経110度43.5分，南緯2度59分）に至る全海岸

(3) 西部ジャワ Tandjung Lajar（東経105度13分，南緯6度45分）から Penandjung 湾（東経108度40分30秒，南緯7度43分30秒）東端に至る．Deli 島及び Tindjue 島水域を含む全海岸

(4) 北部スラウェシ Sapuringgi（東経119度48分．南緯0度10分）から Kasimbar（東経120度4分，南緯0度10分）に至る Dondo, Kwandang, Manterawv, Ialisei, Bangka 及び Lembeh の各湾内にある諸島の水域を含む全海岸

第2条

この規則第1条の規定は次の場合には適用しない．

(1) 無害航行

(2) 現住民の漁船による漁業

(3) インドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関の艦船又は舟艇，或はインドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関のため使用される艦船又は舟艇

第3条

この規則第1条の規定で禁止する事項に違反したものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第48条に定める刑罰，即ち最高1年の懲役又は最高5万ルピアの罰金刑に処す．

第4条

この規則第3条の違反行為は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第58条に定めるところにより犯罪として取扱う．

第5条

この規則第3条の違反行為に使用したもの及び／又はその違反行為により取得した物に対しては，1959年緊急政令第23号（1959年官報第39号）第47条(2)及び(3)項の規定を適用することができる．

第6条

この規則は，公布の日から施行する．

一般に公告のため，この規則の公布はインドネシア共和国官報に掲載して行なうことを命じた．

1960年1月29日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格においてインドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年11月29日ジャカルタにおいて公布国務官房長代理（サントソ）

1960年官報増補第148号

（II）

は し が き

インドネシア政府は，1960年12月12日，13日及び14日付最高軍政官規則第14，15，17，18，19，20，21号を制定し，夫々従来の海軍参謀長決定に代らしめることとし，13日及び14日付をもって夫々施行した．

よって，同水域における本邦船舶ならびに漁船の安全航行を確保するため．関係諸規則を飜訳の上，さきの規則集(1)に引続き，関係官庁ならびに機関等に配布することとしたので，御利用ありたい．

昭和36年1月

稲田南東アジア課長

目　　次

1. Tandjung Priok 及び Tandjung Perak における潜水禁止に関する1960年最高軍政官規則第14号

2. Teluk Halong 水域及び Teluik Amion の一部水域を封鎖することに関する1960年最高軍政官規則第15号
3. 船舶の行動に関する報告又は情報を提供する義務に関する1960年最高軍政官規則第17号
4. Sambu 島港水域における航行及び漁業の禁止に関する1960年最高軍政官規則第18号
5. 商船の Bitung 港内の停泊禁止に関する1960年最高軍政官規則第19号
6. 許可なくしてインドネシア水域において柵及びその他の漁具の敷設の禁止に関する1960年最高軍政官規則第20号
7. 封鎖区域と外国間，又は外国と封鎖区間を航行する船舶を監視する場所に関する1960年最高軍政官規則第21号

1. Tandjung Priok 及び Tandjung Perak における潜水禁止に関する1960年最高軍政官規則第14号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において，

(1) 港における治安と公共の秩序のため，若干のインドネシア水域においてその目的のいかんを問わず潜水を禁止する必要があること．

(2) 1958年12月18日付海軍参謀長中央軍政官決定第2 $^1/_4$/25号及び1959年5月9日付同改正海軍参謀長中央軍政官決定第2 $^1/_2$/2号を再検討する必要があることを．考慮し

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第315号及び1960年同決定第3号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）と関連する「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第319号，官報増補第1908号）第61条(イ)

(3) 「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号）第36条，47条，48条及び第58条と関連する第10条及び第25条(7)に鑑み

(1) 1958年12月18日付海軍参謀長中央軍政官決定 第2 $^1/_4$ 25号及び1959年5月9日付同決定 第2 $^1/_2$/2号を廃止し

(2) Tandjung Priok 及び Tandjung Perak における潜水禁止に関する規則を制定することに決定した．

第1条

次の水域におけるすべての潜水作業は禁止する．

〔1〕 Tandjung Priok

北側は　南緯6度3分
南側は　ジャワ島の北海岸
西側は　東経106度52分
東側は　東経106度55分

を結ぶ線で囲まれた水域

〔2〕 Tandjung Perak

北側は　南緯7度8分
南側は　南緯7度18分
西/南側は　東部ジャワ北海岸
東側は　東経112度52分

を結ぶ線で囲れた水域

第2条

この規則第1条の規定は，海軍参謀長又は同参謀長の指定した当局者の命を受けたインドネシア共

和国海軍の潜水作業員には適用しない.

第3条

この規則第1条の規定で禁止する事項に違反したものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第48条に定める刑罰，即ち最高1年の懲役又は最高5万ルピアの罰金刑に処す.

第4条

この規則第3条の違反行為は，1959年緊急政令第23（1959年官報第139号）第58条に定めるところにより，犯罪として取扱う.

第5条

この規則第3条の違反行為に使用したもの及び　又はその遅反行為により取得したものに対しては，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第47(2)及び(3)項の規定を適用することができる.

第6条

この規則は，公布の日から施行する.

一般に公告のため，この規則の公布は，インドネシア共和国官報に掲載して行なうよう命じた.

1960年12月13日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格においてインドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年12月13日ジャカルタにおいて公布　国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第153号

2. Teluk Haong 水域及び Teluk Amban の一部水域を封鎖することに関する1960年最高軍政官規則第15号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において，

(1) 現在の国家の安全と防衛のため，ハロン湾水域及びアンボン湾の一部水域を封鎖水域に定める必要があること.

(2) 1958年8月30日付海軍参謀長中央軍政官決定第2 1/3/2号を再検討する必要があることを．考慮し

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第315号及び1960年同決定第3号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）に関連する「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号）第61条(イ)

(3) 「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報第1908号，官報増補第1908号）第36，47，48及び第58条と関連する第25条(7)に鑑み

(1) 1958年8月30日付海軍参謀長中央軍政官決定第2 1/3/2号を廃止

(2) ハロン湾水域及びアンボン湾の一部水域を封鎖することに関する規則を制定することに決定した.

第1条

海軍参謀長又は同参謀長の指定する当局者の許可なくしてハロン湾水域及び／又は Kampung Waiane（東経128度10分22秒，南緯3度39分34秒）と Kampung Batu Merah（東経128度11分4秒，南緯3度41分4秒）との間のアンボン湾の一部水域における航行，無害航行を禁止する.

第2条

この規則第1条の規定は次の場合には適用しない.

(1) 現住民の漁船による漁業

(2) インドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関の艦船，又は舟艇或はインドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関のため使用される艦船又は舟艇

第3条

この規則第1条の規定で禁止する事項に違反したものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第東139号）第48条に定める刑罰，即ち最高1年の懲役，又は最高5万ルピアの罰金刑に処す.

第4条

この規則第3条の違反行為は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第58条に定めるところにより犯罪として取扱う.

第5条

この規則第3条の違反行為に使用したもの及び／又はその違反行為により取得したものに対しては，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第47条(2)及び(3)項の規定を適用することができる.

第6条

この規則は，公布の日から施行する.

一般に公告のため，この規則の公布は，インドネシア共和国官報に掲載して行なうことを命じた.

1960年12月13日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格においてインドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年12月13日ジャカルタにおいて公布　国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第153号

3. 船舶の行動に関する報告又は情報を提供する義務に関する1960年最高軍政官規則第17号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において.

(1) インドネシア水域における治安と公共の秩序並びに国防のため，船舶の行動に関する報告又は情報を提供する義務に関する規則を定める必要があること.

(2) 1958年2月20日付海軍参謀長中央軍政官決定第A21/2/2号を再検討する必要があること．を考慮し

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第315号及び1960年同決定第3号

(2) インドネシア水域に関する1960年緊急政令第4号（1960年官報第22号，官報増補第1942号）

(3) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）と関連する「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号第36条47(1)項及び第12条に鑑み

(1) 1958年2月20日付海軍参謀長中央軍政官決定第A21/2/2号を廃止し

(2) 船舶の行動に関する報告又は情報を提供する義務に関する規則を制定することに決定した.

第1条

内国船たると外国船たるとを問わず，インドネシア水域において，治安並びに公共の秩序を脅かしたり乱したりする船舶の行動を知ったものは，できるだけ早く最寄りの海軍港湾局，陸軍地方軍管区又は市町村当局者に対し，そのことを報告しなければならない.

(2) 本条第(1)項の当局者は，最寄りの海軍当局に対し，本条第(1)項にいう報告を直ちに伝達しなければならない.

第2条

この規則第1条第(1)項にいう義務の履行を拒否，又は故意に怠ったものは，次の刑罰に処す.

(イ) この違反行為が非常民政事態が布告されている地方で行なわれる場合は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第47条(1)項に定める刑罰，即ち最高9ヵ月の懲役又は最高2万ルピアの罰金刑．又は，

(ロ) この違反行為が非常軍政事態又は戦争状態が布告されている地方に行なわれる場合は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第50条に定める刑罰，即ち最高5年の懲役，又は最高5万ルピアの罰金刑

(2) 政府機関の公務員，又は一般職員で，この規則第1条(2)項で定める義務の履行を拒否，又は故意に怠ったものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第51条に定める刑罰，即ち最高5年の懲役刑に処す

(3) この規則第1条(2)項で定める義務の履行を拒否，又は故意に怠ったものが，軍罰の適用を受けるものである場合は軍罰法により，又は同法に基き，より過重の刑罰が課せられない限り，政府機関の公務員又は一般職員に対し定められた刑罰に処す.

第3条

(1) この規則第2条(1)項(イ)にいう違反行為は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第58条に定めるところにより犯罪として取扱う.

(2) この規則第2条(1)項(ロ)(2)及び(3)にいう違反行為は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第58条に定めるところにより，犯罪として取扱う.

第4条

この規則第2条(1)項の規定に抵触することなく，この規則は，非常民政事態，非常軍政事態及び戦争状態が布告されている地方に適用する.

第5条

この規則は，公布の日から施行する.

一般に公告のため，この規則の公布は官報に掲載して行なうことを命じた.

1960年12月14日ジャルタにおいて制定　最高軍政官の資格においてインドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年12月14日ジャカルタにおいて公布　国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第161号

4. Sambu 島港水域における航行及び漁業の禁止に関する1960年最高軍政官規則第18号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において，

(1) 国家の治安と防衛のため Sambu 島水域における航行と漁業の禁止に関する規則を制定する必要があること.

(2) 1958年5月24日付海軍参謀長中央軍政官決定第2 1/2/4号を再検討する必要があることを．考慮し

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第315号及び1960年同決定第3号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）と関連する」緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号）第61条(イ)

(3) 「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号）第36，47，48，49及び第58条と関連する第25条(7)

(4) Sambu 島港の境界に関する1937年官報第622号に鑑み

(1) 1958年5月24日付海軍参謀長中央軍政官規則第2 1/2/4 号を廃止し

(2) Sambu 島港水域における航行と漁業を禁止する規則を制定することに決定した，

第1条

Sambu 島港水域における交通及び航行は，現地時間の18.00時から06.00時まで禁止する.

第2条

この規則第1条の規定は次の場合には適用しない.

(イ) インドネシア共和国海軍，又はインドネシア政府機関の艦船，又は舟艇，或はインドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関のため使用する艦船又は舟艇

(ロ) 航行の安全を期するため，緊急の用務に使用する艦船，但し，事後，その地方のインドネシア共和国海軍当局へその旨の通報をしなければならない.

(ハ) Sambu 島と Belokang Padang 島間を連絡するために使用する青色許可書を所有して航行する10立方米以下のインドネシア舟艇

(ニ) Sambu 島及び Belakang Padang 島へ飲料水を運搬するため使用する船舶

(ホ) 現住民の漁船

(ヘ) その地方のインドネシア共和国海軍当局の許可を得て Sambu 島港で石油の補給及び積載をする油槽船

第 3 条

この規則第 1 条の規定で禁止する事項に違反したもの，及び／又はこの規定第 2 条(ロ)で定める義務の履行を拒否，又は故意に怠ったものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第 139 号）第48条及び第49条に定める刑罰，即ち最高 1 年の懲役又は最高 5 万ルピアの罰金刑に処す.

第 4 条

この規則第 3 条にいう違反行為は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第 139 号）第58条に定めるところにより犯罪として取扱う.

第 5 条

この規則第 3 条にいう違反行為に使用したもの，及び／又はその違反行為により取得したものに対しては，1959年緊急政令第23号（1959年官報第 139 号）第47条(2)及び(3)項の規定を適用することができる.

第 6 条

この規則は，公布の日から施行する .

一般に公布のため，この規則の公布は，インドネシア共和国官報に掲載して行なうことを命じた.

1960年12月14日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格においてインドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年12月14日ジャカルタにおいて公布　国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第 162 号

5. 商船の Bitung 港内の停泊禁止に関する1960年最高軍政官規則第19号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において，

(1) 現在の航行の安全と国家の保全のため，Bitung 港区域内の商船の停泊等の禁止に関する規則を制定する必要があること.

(2) 1959年12月12日付海軍参謀長中央軍政官規則を再検討する必要があることを．考慮し

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第 315 号及び1960年同決定第 3 号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）と関連する「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第 139 号，官報増補第1908号）第51条(イ)

(3) 「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第 139 号，官報増補第1908号）第36条47，48，49及び第58条と関連する第25条(7)

(4) スマトラ，西部カリマンタン，西部ジャワ南海岸，北部スラウエシ海岸及びそれらに近接する諸島水域を封鎖水域に定めることに関する1960年最高軍政官規則第13号（1960年官報第 148 号）

(5) Bitung 港の境界に関する官報増補第617 号に鑑み

(1) 1959年12月12日付海軍参謀長中央軍政官規則第2 1/5/7号を廃止し

(2) 商船の Bitung 港内の停泊禁止に関する規則を制定することに決定した.

第1条

Bitung 港水域における交通及び航行は，現地時間の18.00時から06.00時まで禁止する.

第2条

この規則第1条の規定は，次の場合には適用しない.

(イ) インドネシア共和国海軍，又はインドネシア共和国政府機関の艦船又は舟艇，或はインドネシア共和国海軍又はインドネシア共和国政府機関のために使用する艦船又は舟艇

(ロ) その地方の港湾局長及びインドネシア共和国海軍当局へ報告を了したその地方の遠洋漁業局の鮪漁船，現住民の漁船．但し，これらの船舶及び漁船はその指示に従わなければならない.

第3条

この規則第1条の規定で禁止する事項に違反したもの，及び／又はこの規則第2条(ロ)で定める義務の履行を拒否，又は故意に怠ったものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第48条及び第49条に定める刑罰，即ち最高1年の懲役，又は最高5万ルピアの罰金刑に処す.

第4条

この規則第3条にいう違反行為は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第58条に定めるところにより犯罪として取扱う.

第5条

この規則第3条にいう違反行為に使用し，及び／又は取得したものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第47条(2)及び(3)項に定める規定を適用することができる.

第6条

この規則は，公布の日から施行する.

一般に公告のため，この規則の公布は，インドネシア共和国官報に掲載して行なうことを命じた.

1960年12月14日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格において，インドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年12月14日ジャカルタにおいて公布　国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第163号

6. 許可なくしてインドネシア水域において柵及その他の漁具の敷設の禁止に関する1960年最高軍政官規則第20号

インドネシア共和国大統領は，最高軍政官の資格において.

(1) 航行の安全と国防のため，許可なくしてインドネシア水域において柵，杭，及びその他の漁具を敷設することを禁止する必要があること.

(2) 1959年12月15日付海軍参謀長中央軍政官決定第2 1/5/8号を再検討する必要があることを．考慮し

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第315号及び同決定第3号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1908号）と関連する「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1997号）第61条(イ)

(3) 「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号）第23，36，48及び第58条と関連する第25条(7)に鑑み

(1) 1959年12月15日付海軍参謀長中央軍政官決定第2 1/5/8号を廃止し

(2) 許可なくしてインドネシア水域において，柵及びその他の漁具の敷設の禁止に関する規則を制定することに決定した.

第1条

海軍地方軍政官の許可なくして柵，杭，竿，及びその他の漁具（以下漁具という）をインドネシア

水域に敷設することを禁止する.

第2条

(1) 海軍地方軍政官の許可なくしてインドネシア水域に敷設してある漁具は，関係海軍地方軍政官からの通報後24時間以内にその撤去を完了しなければならない.

(2) この通報後，本条(1)項の漁具で撤去未了のものは，その怠慢に対して更に通告を行なうことなく，違反者の経費負担により，海軍地方軍政官又は同軍政官の指定する当局者がその撤去を行なう，

第3条

海軍地方軍政官の他に政府機関の発出した漁具敷設許可はその地方の遠洋漁業局／部を経て関係海軍地方軍政官から許可延長を受けなければならない.

第4条

この規則第1条の規定で禁止する事項に違反したものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第48条に定める刑罰，即ち最高1年の懲役，又は最高5万ルピアの罰金刑に処す.

第5条

この規則第4条にいう違反行為は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第58条に定めるところにより犯罪として取扱うことができる.

第6条

この規則第4条にいう違反行為に使用したもの，及び／又はその違反行為により取得したものに対しては，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第47条(2)及び(3)項の規定を適用することができる.

第7条

この規則は，公布の日から施行する.

一般に公告のため，この規則の公布は，インドネシア共和国官報に掲載して行なうことを命じた.

1960年12月14日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格において，インドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年12月14日ジャカルタにおいて公布　国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第164号）

7. 封鎖区域と外国間又は外国と封鎖区域間を航行する船舶を監視する場所に関する1960年最高軍政官規則第21号

インドネシア共和国大統領は最高軍政官の資格において，

(1) 現在の国家の情勢と関連し，封鎖区域に指定された地域を外国間又は外国と封鎖区域間を航行する船舶を検査する監視所として若干の場所を定める必要があること.

(2) 1959年4月7日付海軍参謀長中央軍政官決定第2 1/1/24号を再検討する必要があることを．考慮し

(1) 1959年インドネシア共和国大統領決定第315号及び1960年同決定第3号

(2) 1960年緊急政令第22号（1960年官報第66号，官報増補第1997号）と関連する「緊急事態」に関する1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号，官報増補第1908号）第61条(イ)

(3) 1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号及び官報増補第1908号）第36，47，48，及び58条と関連する第25条(7)に鑑み

(1) 1959年4月7日付海軍参謀長中央軍政官決定第2 1/1/24号を廃止し

(2) 封鎖区域と外国間又は外国と封鎖区域間を航行する船舶を監視する場所に関する規則を制定することに決定した.

第1条

封鎖区域と外国間，又は外国と封鎖区域間を航行する船舶は，監視所を通過しなければならない．

第2条

この規則第1条の封鎖区域とは，スマトラ，西部カリマンタン，西部ジャワ南海岸，北部スラウエシ海岸及びそこらに近接する諸島を封鎖水域に定めることに関する1960年最高軍政官規則第13号にいう封鎖区域をいう．

第3条

この規則第1条の監視所とは次のものをいう．

(イ) スマトラ封鎖区域については．

（注） この規則にいう「インドネシア水域」とは，港へ航行するため利用する水域及び航行の安全ならびに国家の安全上，必要と認められる他のインドネシア水域のみをいう．（規則説明書による）

Jandjung Balai Karimrn, Pulau Sambu, Tandjung Uban, Tandjung Pinang, Sabang, Belawan 及び Palembang.

(ロ) 西部カリマンタン封鎖区域については Pulau Sambu 及び Tarempa.

(ハ) 北部スラウエシ封鎖区域については Tarakan 及び Makasar.

第4条

この規則第1条で定める義務の履行を拒否又は故意に怠ったものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第48条に定める刑罰，即ち最高1年の懲役，又は最高5万ルピアの罰金刑に処す．

第5条

この規則第4条にいう違反行為は，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第58条に定めるところにより犯罪として取扱う．

第6条

この規則第4条にいう違反行為に使用したもの，及び／又はその違反行為により取得したものは，1959年緊急政令第23号（1959年官報第139号）第47条(2)及び(3)項に定める規定を適用することができる．

第7条

この規則は，公布の日から施行する．

一般に公告のため，この規則の公布は，インドネシア共和国官報に掲載して行なうことを命じた．

1960年12月14日ジャカルタにおいて制定　最高軍政官の資格において，インドネシア共和国大統領兼国軍最高司令官（スカルノ）

1960年12月14日ジャカルタにおいて公布　国務官房長代理（サントソ）

1960年官報第165号

――お　願　い――

◎　大変恐縮ながら昭和35年分36年分会費（１ヵ年分1,700円郵送料200円を含む）未納の方は本会宛至急払込送金方（振替貯金口座横浜1472）お願い致します。尚整理の都合もあり会費切れの向には一時会誌の送本を中止することもありますからお含み願いあげます。

◎　本会に入会を希望される方は住所、氏名、職業、会誌の送り先（届け先）を記入の上年間会費1,500円（郵送希望の方は他に郵送料200円）を添えて本会宛お申込下さい。

◎　本誌に広告掲載希望の方は本会迄お申込下さい。

◎　会員各位の鮪漁業についての調査研究或は体験、漁具漁法の改良、遭難防止等についての投稿其の他写真をお願い致します。

鮪　漁　業

1961年６月号

昭和36年６月10日印刷
昭和36年６月10日発行
監　　修　　神奈川県水産試験場
編集兼発行人　菅　野　進
神奈川県三浦市　神奈川県水産試験場内
発行所　鮪漁業研究会
（振替貯金口座 横浜 1472）

樹脂加工　各種まぐろ延縄用ロープ

特徴
①まぐろの喰い良い
②タール染不要
③他の追随を許さない耐久力と耐摩耗力

アサヒテックス株式会社

本社　東京都三鷹市下連雀四〇〇番地　電話武蔵野(022-3)3978・7923番
出張所　神奈川県三浦市三崎町仲崎一六七番地　電話三浦　2957番

▷ 最 高 の 技 術……永 い 信 用 ▷

営業種目

高級無線通信機	ラジオヒーター
船舶用無線機	放送施設一式
高級無線用測定器	極超短波通信機
超短波通信機	ビーコン装置
VHF新聞通信社用	

国際電気株式会社

取締役社長 山 下 知 二 郎

本　　社 東京都港区芝西久保桜川町9番地 電話 東京 (591) 7871 (代)
狛江工場 東京都北多摩郡狛江町和泉150番地 電話 東京 (416) 0171 (代)
大阪出張所 大阪市北区堂島上1の2 (新山本ビル) 電話 大阪 (312) 4431 (代)
福岡出張所 福岡市福岡呉服町36番地(赤坂門ビル) 電話 福岡 (4) 8198

川崎ヘルショウ式
電動油圧 舵取装置

1HP～3HP

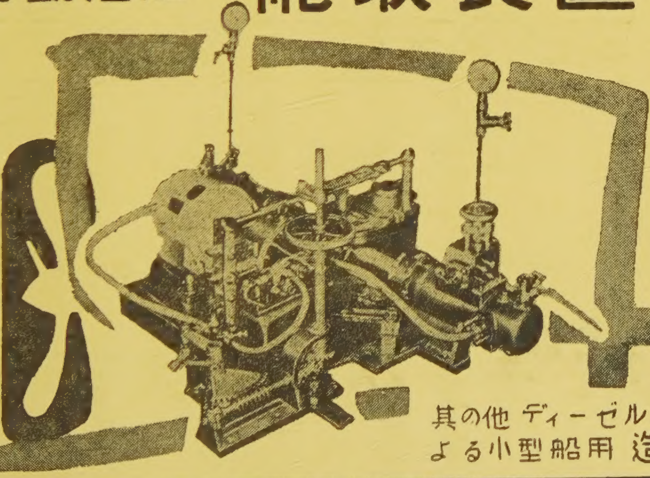

其の他 ディーゼル機関の排気利用による小型船用 造水装置

川崎重工業株式會社

神戸市生田区東川崎町二丁目一四 (電) 湊川 (5) 7531
東京支店 東京都港区芝田村町一丁目 (日比谷ビル) (電) (59) 6101
(本紙名記入の上御一報下さればカタログ御送附致します)

漁船の建造、修理の御相談は

		長さ	幅	深さ	
ドライドック	大きさ	59.15米	14.0米	6.6米	
		長さ(垂線間)	幅(型)	吃水(平均汐高線1.7米に於て)	総屯数
	入渠可能船舶	57.0米	11.0米	4.41米	800屯

		構造	長さ	総屯数	数量
船台兼船架	建造又は上架可能船舶	4条軌条算盤式	50米	500屯	2
		2条軌条式	50米	250屯	2

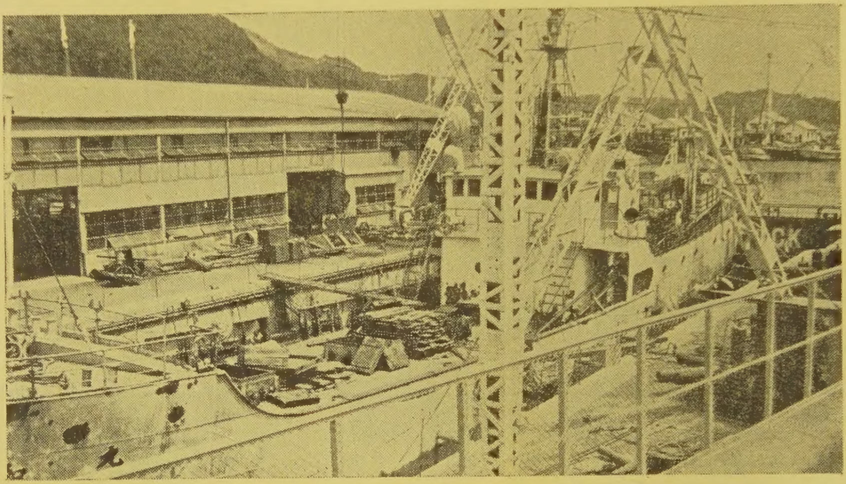

下田船渠株式会社

静岡県下田港　本社事務所　電話下田 1001(代表)～3番　本社現場事務所　電話下田1005（代表）～6番
武ヶ浜工場　電話下田 1008(代表)～9番
東京事務所　東京都中央区銀座東4―4 畜産会館1階　電話東京(541)9270(直通),4121(代表)～8番

紫綬褒章に輝やく
泉井式ラインホーラー

株式會社　泉井鉄工所
高知県室戸町